

麻薬取扱いの手引き

(病院・診療所用)

令和6年3月

鹿児島県くらし保健福祉部薬務課

くらし保健福祉部関係機関

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
薬 務 課	890-8577	鹿児島市鴨池新町 10-1 (県庁 3F)	099-286-2804
指宿保健所	891-0403	指宿市十二町 301	0993-22-2172
加世田保健所	897-0001	南さつま市加世田村原二丁目 1-1	0993-53-2317
伊集院保健所	899-2501	日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332
川薩保健所	895-0041	薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3167
出水保健所	899-0202	出水市昭和町 18-18	0996-62-1636
大口保健所	895-2511	伊佐市大口里 53-1	0995-23-5106
始良保健所	899-5112	霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7960
志布志保健所	899-7103	志布志市志布志町志布志二丁目 1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	893-0011	鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2113
西之表保健所	891-3192	西之表市西之表 7590	0997-22-0032
屋久島保健所	891-4311	熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024
名瀬保健所	894-8501	奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411
徳之島保健所	891-7101	大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149

目 次

I 麻薬の取扱い

第1	麻薬取扱者の免許	2
第2	譲受け・譲渡し	3
第3	管理・保管	6
第4	施用・交付等	7
第5	記録	11
第6	廃棄	18
第7	事故	19
第8	年間届	20
第9	麻薬中毒者診断及び転帰届	20
第10	携帯輸出入	21
第11	麻薬業務所の廃止手続き	21
第12	立入検査	22
第13	麻薬廃棄・事故フロー	23
第14	手続き・事務処理便覧	29

II Q & A

1 免許・許可・届出

Q 1	麻薬を患者に施用するには	31
Q 2	同一県内の別の病院に勤務し麻薬を施用するには	31
Q 3	他県に異動する場合は	31
Q 4	診療施設であれば麻薬を取扱えるか	32
Q 5	医局の医師一人が麻薬施用者であれば、他の医師は	32
Q 6	免許証を亡失又はき損した時は	32
Q 7	(1) 開設者が変わる時は	32
	(2) 病院が移転する時は	32
	(3) 病院を全面改築する時は	32
Q 8	診療施設を廃止するときは	33
Q 9	麻薬の保管方法は	33
Q 10	病棟での定数配置は	33
Q 11	麻薬施用者免許証を有する医師が診療施設を開設するときは	34
Q 12	麻薬管理者が別の診療施設で麻薬を使用することはできるか	34

2 譲受け・譲渡し

Q 13	麻薬を購入（譲受け）する時は	34
Q 14	譲受証の書き方は	34
Q 15	他県の麻薬卸売業者から麻薬を購入できるか	34
Q 16	麻薬を他の病院等から借りることはできるか	35
Q 17	開設者が同じ場合、複数施設分まとめて購入できるか	35
Q 18	購入した麻薬のアンプルが割れていた時は	35

3 処方箋

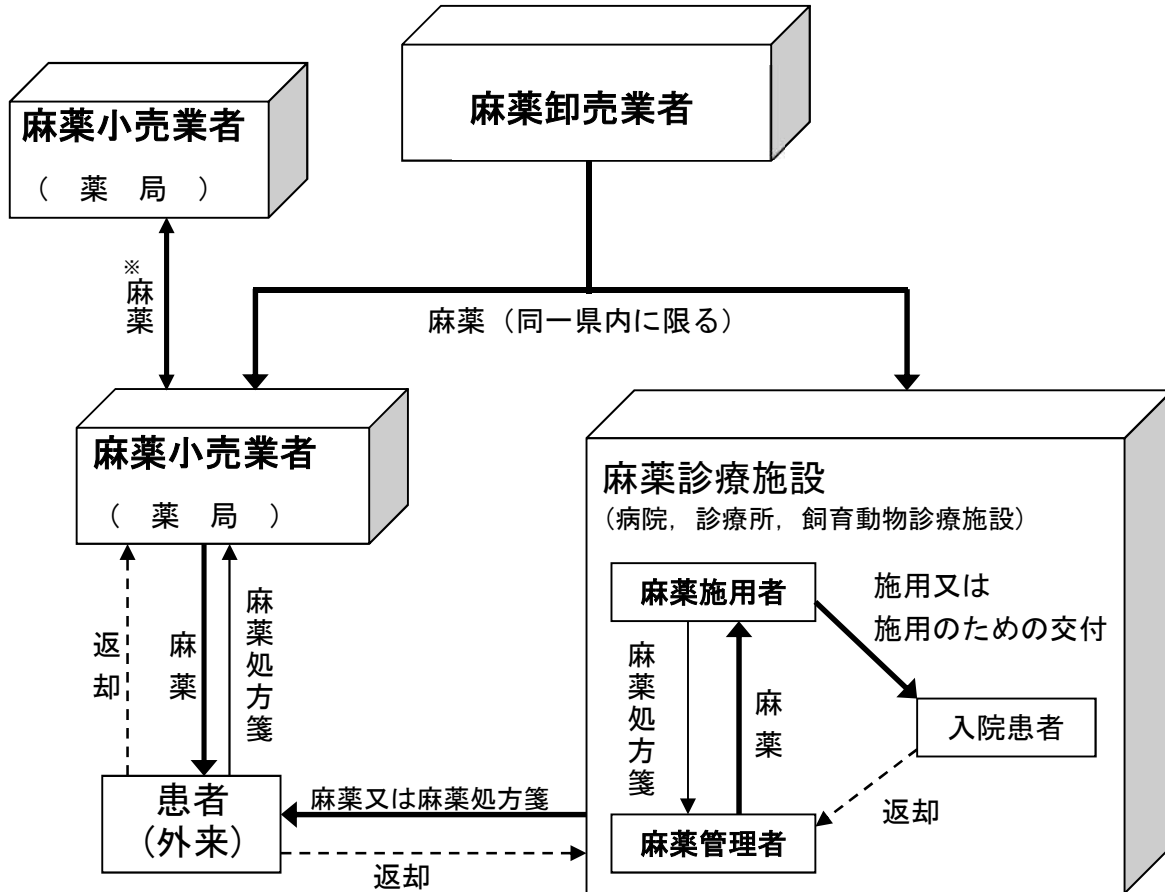
Q 19	麻薬処方箋の記載内容と保存期間は	35
------	------------------	----

Q20	「オーダリングシステム」での麻薬の処方は	36
Q21	麻薬処方箋に、麻薬以外の薬を処方できるか	36
Q22	医療用麻薬を拾ったときは	36
4 廃棄等		
Q23	廃棄予定の麻薬を保健所で廃棄できないのか	36
Q24	(1) 古くなった麻薬の廃棄は	37
	(2) 乾燥し使用不能になった麻薬の廃棄は	37
Q25	(1) 注射筒に麻薬を詰めしたが、途中で中止した。残りの麻薬は	37
	(2) 水剤の施用途中、患者が死亡した。残りの麻薬は	37
	(3) 外来患者が死亡し、家族が残りの麻薬を返却してきた。 処理方法は	37
5 事故		
Q26	(1) 麻薬(錠剤)を落とし、その一部がなくなった	38
	(2) 麻薬(散剤)が、飛び散ってしまった	38
	(3) 麻薬(注射)を注射筒に詰める時、落とし注射液が飛び散った	38
6 麻薬帳簿、診療録(カルテ)、その他		
Q27	途中死亡の患者の麻薬処理とその帳簿の記入は	38
Q28	入院患者から返却された麻薬の再利用方法は	38
Q29	麻薬の服用時間を記録する必要があるのか	38
Q30	麻薬注射液を0.7mL施用した。残りの麻薬は	39
Q31	在宅患者が死亡した。残りの麻薬は	39
Q32	他の病院に通院していた患者が持参した麻薬は	39
Q33	再入院、転院で患者が持参した麻薬は	39
Q34	予製されたコデインリン酸塩散1%の保管とその記載は	40
Q35	麻薬処方箋や診療録への(麻)の文字記載は	40
Q36	麻薬を訪問看護ステーションで一時保管してよいか	40

III 申請・届出様式，記載例 41～

I 麻薬の取扱い

麻薬診療施設・麻薬小売業者における麻薬の流れ



- (1) 麻薬の流通は原則一方通行で、これ以外の譲り渡しは出来ません。
(麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者間を除く)
- (2) 麻薬の所有者は麻薬業務所の開設者となります。
- (3) 麻薬管理者、麻薬施用者の免許は個人に与えられます。
- (4) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者の免許は開設者に与えられます。

※薬局間は麻薬小売業者間譲渡許可となった麻薬小売業者同士のみ。

第 1 麻薬取扱者の免許

1. 免許の種類（麻薬及び向精神薬取締法（以下、「法」という。）第 2 条）

麻薬を取り扱うには、麻薬取扱者免許を取得する必要があります。

病院又は診療所における麻薬取扱者としては、麻薬施用者と麻薬管理者があり、いずれも県知事の免許となります。

(1) 麻薬施用者

麻薬施用者とは、県知事の免許を受けて、疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋（以下「麻薬処方箋」という。）を交付する者（医師、歯科医師又は獣医師）です。

(2) 麻薬管理者

麻薬管理者とは、県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者（医師、獣医師、歯科医師又は薬剤師）です。

二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設にあつては、免許を受けた麻薬管理者一人を置かなければなりません。この場合、実際に麻薬診療施設で麻薬を管理している薬剤師が望ましいが、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

なお、麻薬管理者を変更する際は、事前に免許申請してください。事後に行うと、麻薬管理者不在状態が生じ、法第 33 条に違反します。

無免許での麻薬の取扱いは重大な違反で、絶対にしてはいけません。
不明な点があれば、事前に必ず保健所（鹿児島市内は薬務課）に相談しましょう。

2. 免許の申請（法第 3 条）

麻薬施用者（管理者）の免許申請を行う際は、次の書類等を提出する必要があります。

- ① 麻薬取扱者免許申請書
- ② 申請者の診断書（申請日から 1 ヶ月以内に作成されたもの）
- ③ 医師、薬剤師等免許証の写し（初めて免許申請をする場合は、原本も持参）
- ④ 麻薬免許申請手数料 4,000 円（県収入証紙）
- ⑤ 新たに麻薬を取扱う施設の場合は、麻薬保管庫の設置場所及び当該麻薬保管庫の構造（鍵、ダイヤル式等）がわかるもの

※ 有効期間満了に伴う免許申請については、③、⑤は省略できます。

院外処方箋のみを交付する等麻薬を業務所内で保管しない場合、⑤は不要です。

3. 免許の有効期間（法第 5 条）

免許の有効期間は、免許の日から翌々年の 12 月 31 日までです。（最長 3 年間）

有効期間満了後も麻薬の取扱いを必要とする場合は、事前に免許継続の申請を行う必要があります（例年 10 月頃に一齐受付を行っています）。

4. 業務の廃止（法第 7 条）

免許の有効期間中に麻薬に関する業務を廃止（施用者：診療所等の閉鎖、県外へ転勤、退職など、麻薬管理者：転勤、退職など）したときは、15 日以内に「麻薬取扱者業務廃止届」に免許証を添えて、県知事に届け出なければなりません。詳細は「第 11 麻薬業務所の廃止手続き」を参照してください。

麻薬管理者が業務廃止（転勤・退職等）を行う場合は、あらかじめ後任の麻薬管理者の免許申請を行い、麻薬管理者が不在になる期間が生じないように注意してください。

なお、麻薬施用（管理）者が、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の資格を欠くに至ったときは本人が、死亡したときには相続人等が届け出なければなりません。

5. 免許証の返納（法第8条）

免許の有効期間が満了したとき、又は免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」に免許証を添えて、県知事に返納しなければなりません。

6. 免許証の記載事項の変更（法第9条）

免許証の記載事項に変更が生じたときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証記載事項変更届」に免許証を添えて県知事に届出を行い、書き換え交付を受けてください。

なお、地番変更や市町村の合併、分割などに伴う住所の変更についての届出は必要ありませんが、次の継続申請時に、その旨を申し出てください。

また、氏名変更の場合は、戸籍謄本など変更前後が確認出来る書類が必要です。

	記載事項変更対象事項
麻薬施用者	①住所、氏名の変更 ②主又は従として従事している麻薬診療施設の名称及び所在地の変更（鹿児島県内の麻薬診療施設への転勤も含む） ③従たる麻薬診療施設の追加及び削除
麻薬管理者	①住所、氏名の変更 ②従事している麻薬診療施設の名称の変更（麻薬診療施設の開設者が変更になる場合（法人化含む）や移転により所在地が変わる場合は、廃止・新規扱い）

7. 免許証の再交付（法第10条）

免許証をき損し、又は亡失したときは15日以内に「麻薬取扱者免許証再交付申請書」により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて県知事に免許証の再交付を申請しなければなりません。

なお、再交付の申請時には、手数料2,800円（県収入証紙）が必要です。

免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬取扱者免許証返納届」に免許証を添えて、県知事に返納しなければなりません。

第2 譲受け・譲渡し

1. 譲受け（法第26条、第32条）

麻薬を譲り受けることができるのは、麻薬診療施設（麻薬施用者が診療に従事する病院、診療所又は飼育動物診療施設）の開設者のみです。

（1）麻薬卸売業者からの譲受け

- ① 麻薬の購入先は、県内の麻薬卸売業者に限られます。
- ② 譲受けの際は「麻薬譲渡証」及び「麻薬譲受証」の交換が必要です。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは麻薬譲渡証と同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできません。
- ③ 麻薬譲受証には、譲受人の氏名（法人にあっては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）の免許証番号及び氏名、麻薬業務所の所在地・名称、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（法人にあっては代表者印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚醒剤原料の印を除く。)) してください。

〈麻薬専用印の例〉

医療法人○
会理事長麻
薬専用之印

〈麻薬と覚醒剤原料を兼用する印の例〉

医療法人○○
会理事長
麻薬・覚醒剤
原料専用之印

なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し、公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載してください。

※該当する項目(麻薬管理者等)
を○で囲んでください

個人開設：開設者の氏名を記載し、私印を押印
法人開設：名称及び代表者名を記載し、法人印等を押印
国、地方公共団体開設：施設の名称及び施設長の職名、
氏名を記載し、施設長印等を押印

(麻薬譲受証記載例)

麻 薬 譲 受 証				年 月 日	
譲受人の免許証の番号		第	号	譲受人の免許証の種類	
譲受人の氏名(法人にあっては、名称)		医療法人○○会 理事長 鹿児島 太郎 印			
譲受人が麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者		免許証の番号	第○○○○号	氏名	桜島 太郎 印 (※麻薬管理者等の氏名、押印)
麻 薬 業 務 所	所 在 地	鹿児島市○○町○○番○○号			
	名 称	鹿 児 島 県 病 院			
品 名	容 量	筒数	数量	備考	
MSコンチン錠30mg	100錠	1	100錠		
アンペック坐剤10mg	50個	2	100個		
モルヒネ塩酸塩注射液200mg	5mL × 5A	1	5A		
斜線表示					

- ④ 麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成してください。
- ⑤ 譲り受ける際は、麻薬卸売業者の立会いの下に、
 - ◎ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
 - ◎ 麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか。
 数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が麻薬事故届を提出してください。
 - ◎ 麻薬の容器には証紙による封かんがなされているか。
 を確認してください。

両者立会いで証紙を開封し麻薬の破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することになります。郵送等により両者立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設にあっては麻薬施用者）が「麻薬事故届」を提出することになります。
- ⑥ 麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けてください。

なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、すみやかに麻薬卸売業者に返納してください。

- ⑦ 麻薬診療施設が離島にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じやすいのでできるだけ避けてください。緊急時やむを得ず直接出向いて麻薬を購入するときは特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。
- (2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け
- ① 麻薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受ける（他の麻薬診療施設等から交付された麻薬含む）場合
譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、麻薬管理者が他の従事者の立会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を県知事に提出してください。（第 6 廃棄参照）
- ② 免許が失効した麻薬診療施設の開設者等から 50 日以内に譲り受ける場合
（3. 業務廃止に伴う譲り渡し等参照）

2. 譲渡し（法第 24 条、第 25 条）

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者は、麻薬を譲り渡すことはできません。また、麻薬卸売業者へ返品することもできません。

薬局、病院、診療所等の間の麻薬の貸し借りは絶対にしてはいけません。譲渡・譲受違反となります。（同一開設者が開設する医療機関間においても同様です。）

ただし、治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合については、法第 24 条第 12 項第 2 号の規定に基づき、九州厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を九州厚生局長あてに提出し、事前に許可を受けてください。

麻薬施用者は自ら指示をして、診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方箋を患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた患者の看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方箋を手渡すことができます。その際、不正流通等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が交付された麻薬を指示どおり服薬していることを、患者又は患者の家族等を通じて随時確認してください。

3. 業務廃止に伴う譲り渡し等（法第 7 条、第 36 条）

(1) 届出

診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合、15 日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

例) ・診療施設を廃止又は移転した場合

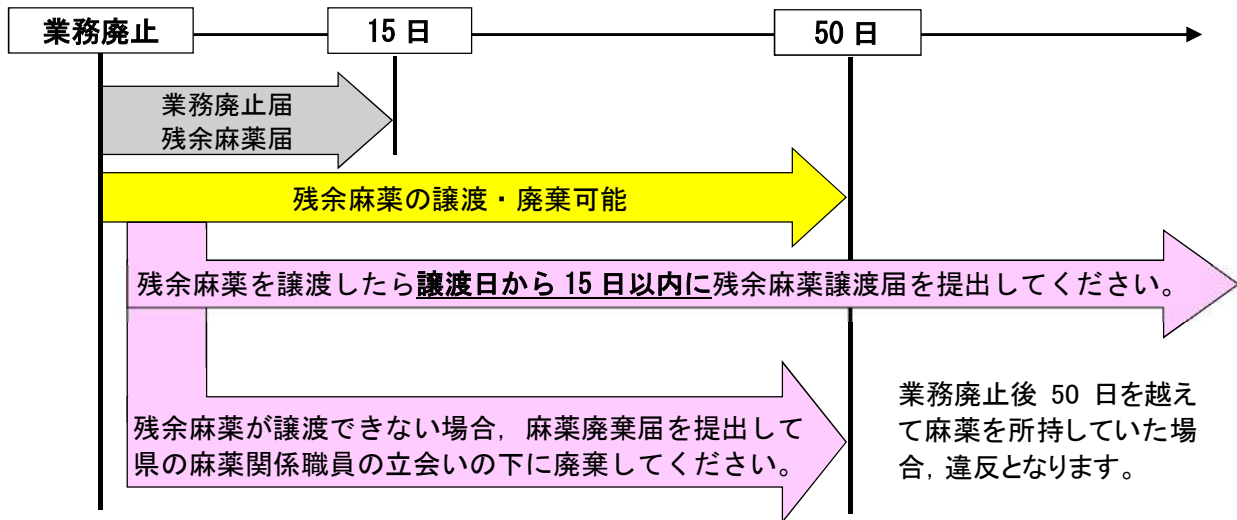
- ・開設者を変更、解散した場合（個人から法人、法人の解散等）
- ・麻薬診療施設の開設者が死亡した場合（相続人等の届出義務者が届け出る）
- ・麻薬施用者が一人もいなくなった場合 等

(2) 譲渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日か

ら 50 日以内に限り、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、譲渡した日から 15 日以内に「残余麻薬譲渡届」を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬が譲渡できない場合は、麻薬診療施設でなくなった日から 50 日以内に県知事に「麻薬廃棄届」を県知事に提出して、県の麻薬関係職員の立会いの下に全て廃棄してください。（第 6 廃棄参照）



第 3 管理・保管（法第 33 条，第 34 条）

- (1) 麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者）が管理（受払，保管，廃棄等）しなければなりません。
- (2) 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。
なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。手提げ金庫，スチール製のロッカー，事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。
また、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外処方箋のみ交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要性が生じ、保管することになった場合は堅固な保管庫を設置してください。
- (3) 麻薬の保管庫の設置場所は、薬局，調剤室，薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目につかず、関係者以外の出入りが無い場所を選ぶことが望まれます。
- (4) 麻薬保管庫は、麻薬専用としてください。麻薬以外の他の医薬品，現金及び書類等を一緒に入れることはできません（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあって、1 日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる棚表）を除く）。
- (5) 麻薬保管庫は、出し入れのとき以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないでください。
- (6) 病棟や手術室，集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。
定数保管を採用した場合は、次によってください。

- ① 定数保管する麻薬の数量は盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じ決めてください。
 - ② 定数保管する麻薬は麻薬保管庫に保管する必要があります。
 - ③ 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に、麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し、麻薬を定数に戻しておく必要があります。
 - ④ 定数保管を採用しても麻薬が施用されるまでは麻薬管理者に管理責任がありますので、病棟に補助者をおいて管理すると便利です。
- (7) 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納してください。
- (8) 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないでください。
- (9) 定期的に帳簿残高と在庫現品を照合し、在庫の確認を行ってください。

第 4 施用・交付等

1. 施用、交付（法第 27 条、第 30 条、第 33 条）

- (1) 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。（第 1 麻薬取扱者の免許参照）
- (2) 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。
- (3) 麻薬施用者は、麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。
- (4) 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方箋を交付することはできません。
- (5) 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度（麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。）を変更できないものにしてください。ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。
 なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。
- (6) 麻薬注射剤を分割して 2 人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
 また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けてください。
 なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプル等は麻薬管理者に返納してください。
- (7) 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として立会者の下で廃棄してください。
- (8) フェンタニル経皮吸収型製剤等の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、次の

手順によってください。

- ① 医師は製造販売業者の提供する講習を受講してください。
(製造販売業者は講習を終了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行)
- ② 医師及び患者は処方時に確認書に署名してください。
- ③ 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付してください。
- ④ 薬剤師は患者から麻薬処方箋と共に確認書の提示を受け調剤してください。
なお、確認書が確認できない場合には、処方医が講習を終了した医師であることを確認した上で調剤してください。

※慢性疼痛患者に用いることのできる医療用麻薬（令和6年1月末現在）

・ オキシコンチンTR錠	・ デュロテップMTパッチ
・ フェントステープ	・ ワンデュロパッチ

- (9) 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散(水)、1%散(水)、坐剤等を調整することは可能です。この場合、麻薬帳簿への記載が必要となります。

(第5 記録参照)

- (10) 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示してください。入院患者に交付された麻薬を、患者が保管する際には看護師詰所等で保管する場合のような麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況を随時聴取し、施用記録等に記載するようにしてください。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、保健所（鹿児島市内は薬務課）にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

- (11) 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、当該患者に継続施用する場合には、麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（ ）書きで記載し、残高には加えないでください。当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、患者の病状等により病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断してください。

なお、患者に保管させる場合は必要最小限の量としてください。

当該麻薬を継続施用せず受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄若しくは補助簿に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印してください。

- (12) 大麻取締法の改正により、大麻草から製造された医薬品の施用が可能となり、大麻及びその成分であるTHC（テトラヒドロカンナビノール）については、麻向法における麻薬の一つとして位置づけられました。

これにより、大麻草から製造された医薬品（THCを含有するもの）は、麻薬として、麻向法の免許制度の下で、適正に管理、流通及び施用されることとなります。

2. 麻薬処方箋の交付（法第27条）

- (1) 麻薬処方箋には、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 患者の住所

- ③ 麻薬の品名，分量，用法用量
- ④ 処方箋の使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方箋の発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名，免許証番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称，所在地

ただし，院内処方箋の場合には，上記の②，④，⑦の事項を省略することができます。

(2) 麻薬の処方日数は，基本的には患者の病態，通院の便等を考慮して医師が決める事項です。

なお，麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから，短期間の処方日数とすることが望まれます。

(3) 麻薬処方箋には，必ずしも「麻薬」と標記する必要はありませんが，管理の面から，他の処方箋と区別するため，麻薬処方箋の上部に㊦と朱書きするか，麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし，患者に不安を抱かせる場合等にはこの限りではありません。

(4) 麻薬処方箋に約束処方を記載する場合には，次の事項を守る必要があります。

- ① 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
- ② 院内処方箋の記載にのみ用いること。
- ③ 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

例：

R p. コデインリン酸塩散	0.06 g
アスピリン散	1.2 g
メチルエフェドリン塩酸塩散	1.2 g 分3 毎食後／2日分

の処方を

R p. 鎮咳1号（コデインリン酸塩散 60mg）
分3 毎食後／2日分

と記載してもかまいません。

例えば，「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの名称記載は不適當です。

(5) 調剤済みの麻薬処方箋は，院外処方箋の場合（麻薬小売業者が保管）は3年間，院内処方箋の場合（麻薬管理者が保管）は2年間の保管が義務づけられています。

(6) 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には，麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため，院内麻薬処方箋を使つての麻薬管理者への請求には，施用量を確認することのできる複写式の施用票を用いると便利です。

院内麻薬注射箋例

様式(1)

院内麻薬注射箋					No.	
入院	病棟名	科	発行年月日	年 月 日		
外来						
患者氏名	様		年齢	歳		
カルテ番号						
麻薬名		数量		A		
麻薬施用者 免許証番号			麻薬施用者 氏名・印	印		
受領者		薬局 交付者		麻薬 管理者		

様式(2)

麻薬施用票					No.	
入院	病棟名	科	発行年月日	年 月 日		
外来						
患者氏名	様		年齢	歳		
カルテ番号						
麻薬名		数量		施用数量	未使用アンプル	
				mL	A	
		A			施用残量	
				mL		
麻薬施用者 免許証番号			麻薬施用者 氏名・印	印		
返品・残液 受領者		返品・残液 返納者		麻薬 管理者		

※ 太枠部分が複写式

第 5 記 録

1. 診療録（カルテ）の記載（法第 41 条）

（1）麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。

- ① 患者の氏名、性別、年齢、住所
- ② 病名及び主症状
- ③ 麻薬の品名及び数量
- ④ 施用又は交付の年月日

（2）記載に当たっては、次の事項に注意してください。

- ① 麻薬注射剤の数量の記載については、アンプル（バイアル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載してください。
- ② 麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、d o、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載してください。
- ③ 麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありませんが、同名の麻薬がある場合は、規格（塩モヒ注 200mg 等）を記載してください。
- ④ 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか[㊦]を朱書き又は押印することが望まれますが、場合によっては省略してもかまいません。
- ⑤ コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合は、綿棒の数、スプレー数等を記載してください。
- ⑥ モルヒネ坐剤を施用した場合には何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載してください。
- ⑦ モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。（例えば、15回分の3回目の施用であれば、麻薬の品名及び数量とともに3/15と記載します。）
- ⑧ 診療録の保存期間は、医師法第 24 条第 2 項等により5年間と規定されています。

2. 帳簿の記載（法第 39 条）

（1）麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあっては、麻薬施用者）は、麻薬診療施設に帳簿を備え、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
- ② 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は除く。）の品名、数量及びその年月日
- ③ 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日（届出年月日については、備考欄に記載）
- ④ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類は除く。）の品名、数量及びその年月日
- ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については、備考欄に記載）

（2）帳簿の記載に当たっては、次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は品名、剤型、規格別に口座を設けて記載してください。
例えば、麻薬の原末から 10%散を予製した場合には、10%散の口座を新たに作成して記載してください。

(帳簿様式例)

品名				単位	
年月日	受入	払出	残高	備考	

- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。
 なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
 - ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用してください。
 - ④ 麻薬の受け払い等をコンピュータを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に県の麻薬関係職員の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1か所に整理し、立入検査等の際に提示できるようにしてください。
 - ⑤ 帳簿の訂正は、訂正すべき事項を2本線等により判別可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を書いてください。訂正した箇所に管理者等の訂正印を押してください。修正液等は使用しないでください。
 - ⑥ 帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行ってください。
 - ⑦ 麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル（バイアル）単位で記載してください。また、施用残を廃棄する場合は、廃棄数量をmL単位で備考欄に記載してください。
 なお、バイアル製剤を分注する場合は、受け入れた全てのバイアルを「mL」に換算して記載するか、一度バイアルで受け入れてその旨を帳簿に記載し、使用するバイアルごとに他の口座へ転記し、これをmL単位で記載してください。
 - ⑧ 麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個数単位で記載してください。
 なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、廃棄数量をmg単位で備考欄に記載してください。
 - ⑨ 麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては、麻薬施用者）は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員の立会の下、廃棄処分（焼却、放流、粉碎等）し、その旨を記載してください。（第6 廃棄参照）
 - ⑩ コカイン水を塗布した場合は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を1日分の施用量として記載してください。
 - ⑪ アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては、麻薬施用者）が他の職員の立会の下に確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
 - ⑫ コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の10%散（水）、1%散（水）の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで、個々の払出しについて記載する必要はありません。
 - ⑬ 慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤等を払い出す際、また、転院等の理由で患者が携行した同剤を施設内で再利用する際には、帳簿の備考欄に、「慢」などと記載する事により、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にしてください。
- (3) 麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては、麻薬施用者）は、帳簿を使い終わったときは、帳簿をすみやかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。

(4) 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けたときは、最終の記載の日から2年間保存しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外処方箋のみを交付し、麻薬を保管していない診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

(帳簿記載例1)

品名	MSコンチン錠 10mg			単位	錠
	受入	払出	残高		
R5.7.6			50		前帳簿から繰越し
R5.7.7	100		150		〇〇会社△△支店から購入 製品番号 123456 (R5.7.9 到着) (※1)
R5.7.10		28	122		薬務花子 (カルテ No. 256) (※2)
R5.7.15	(10)		122		屋久島一郎 (カルテ No. 123) から返納 R5.7.16 全て廃棄 (10) R5.7.25 調剤済麻薬廃棄届提出 立会者署名又は押印 (※3)
R5.7.16	* (14)		(14) 122		鹿児島太郎 (カルテ No. 435) から返納 (※4)
R5.7.17	(7)		(14) 122		桜島次郎 (カルテ No. 773) 転入時 持参・継続 (※5)
R5.7.18		20	(14) 102		期限切れにより廃棄 R5.7.9 麻薬廃棄届提出 県の職員の立会者記名押印又は署名 (※6)
R5.7.20		1	(14) 101		所在不明 R5.7.20 事故届提出 (※7)

(注)

※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

※2 麻薬処方箋によって調剤された日をもって払出しの日として記載してください。

また、麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の氏名又はカルテ No. を備考欄に記載してください。

※3 患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、その麻薬を廃棄することとし、麻薬管理簿の補助簿を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入年月日、受け入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。

補助簿を作成しない場合には、元帳簿の受入欄に受入数量を () 書きで記載し、残高に加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届

提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されずに残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって元帳簿の受入欄に受入数量を（ ）書きで記載してください。

受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、備考欄に患者の氏名、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、麻薬の廃棄立会者が署名又は記名押印してください。

- ※4 受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入欄の（ ）書きに*印を付すとともに、残高に（ ）書きで記載し、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載してください。
- ※5 再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合は、麻薬帳簿の受入欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載してください。
- ※6 古くなったり、変質した麻薬を廃棄しようとするときは、あらかじめ県知事に麻薬廃棄届により届け出る必要があります。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員が立会いますので、その指示に従ってください。
- ※7 麻薬の所在不明等による事故が生じたときは、すみやかに県知事に届け出てください。（第7 事故参照）

（帳簿記載例2） 補助簿（廃棄簿）の記載例

受入年月日	品名	受入(廃棄)数量	患者名	廃棄年月日	立会人氏名・印	調剤済麻薬廃棄届提出年月日	備考(廃棄理由)
R5. 8. 2	MS コンチン錠 10mg	8錠	鹿児島太郎	R5. 8. 2	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	処方変更
R5. 8. 6	MS コンチン錠 10mg	14錠	麻薬花子	R5. 8. 6	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	患者死亡
R5. 8. 9	フェンタニルクエン酸塩注射液 0.1mg	4mL	南薩次郎	R5. 8. 9	〇〇〇〇 印	R5. 8. 20	患者死亡

（帳簿記載例3）

品名	アンペック坐剤 10mg			単位	個(本)
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 12. 16	30		30	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 0965	
R5. 12. 22		1	29	霧島五郎（カルテ No. 223） 施用残 5mg 廃棄立会者署名（※1）	

- ※1 分割施用した例です。なお、施用した残りは麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）に返納してください。返納後、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員の立会いの下にすみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmg単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

(帳簿記載例4)

品名	オキファスト注 10mg			単位	A (1mL)
	受入	払出	残高	備考	
R5. 7. 6			1	前帳簿から繰越し	
R5. 7. 7	30		31	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 123456 (R5. 7. 9 到着) (※1)	
R5. 7. 10		1	30	薬務花子 (カルテ No. 256) (※2)	
R5. 7. 11		1	29	桜島太郎 (カルテ No. 113) 0. 5mL 廃棄 立会者署名 (※3)	
R5. 7. 15		1	28	破損により全量流出 R5. 7. 16 事故届提出 (※4)	
R5. 7. 20		1	27	破損により 0. 5mL 流出 R5. 7. 21 事故届提出 R5. 7. 21 廃棄 0. 5mL 立会者署名 (※5)	
R5. 8. 1		10	17	鹿児島三郎 (カルテ No. 556) I V H 施用 5mL 廃棄立会者署名 (※6)	
R5. 8. 2		1	16	陳旧のための廃棄 R5. 7. 28 廃棄届提出 県の麻薬関係職員の立会者署名 (※7)	

(注) 注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載してください。

麻薬注射剤の払い出しは薬局から出庫した日でなく、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載してください。

※1 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載してください。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付を受入年月日とし、備考欄に到着年月日を記載してください。

また、購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び麻薬の製品番号を備考欄に記載してください。

※2 1 A (1mL)のうち全てを施用した例です。なお、空アンプルは、麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が廃棄（焼却、粉碎等）してください。

※3 1 A (1mL)のうち半量 (0. 5mL)を施用した例です。なお、施用した残り (0. 5mL)はアンプルごと麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）は、他の職員の立会いの下すみやかに廃棄し、備考欄に麻薬の廃棄数量をmL単位で記載してください。また、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。（麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は不要です。）

※4 アンプル破損により全量流出した例です。麻薬管理者（麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）がすみやかに麻薬事故届により県知事に届け出てください。（第7 事故参照）

※5 アンブル破損により半量(0.5mL)流出した例です。麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)がすみやかに麻薬事故届により県知事に届け出てください。

なお、麻薬事故届を提出する際に、事故による残余麻薬があり、残余麻薬の廃棄を必要とするときは、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に廃棄し、麻薬帳簿の備考欄にその旨を記載してください。麻薬事故届にその経過を詳細(麻薬廃棄届に必要な事項を含む)に記入することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

※6 IVH(中心静脈への点滴注射)に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、施用残となりますので、麻薬廃棄届、調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が、他の職員の立会いの下に廃棄(焼却、放流等)し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

なお、備考欄に残液中の麻薬量をmL単位で記載してください。

※7 古い麻薬等を廃棄する場合には、あらかじめ麻薬廃棄届の提出が必要です。廃棄する場合には、県の麻薬関係職員が立会いますので、その指示に従ってください。

(帳簿記載例5)

フェンタニル経皮吸収型製剤の帳簿記載例

品名	デュロテップMTパッチ 2.1mg			単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5.10.1	30		30	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 12345	
R5.10.2		1	29	薩摩 次郎 (カルテ No. 334)	※1
R5.10.2		1	28	川内 花子 (カルテ No. 445) 慢	※2
R5.10.2	(10)		28	指宿 太郎 (カルテ No. 556) 慢 持参・継続	※3

※1 入院中のがん疼痛患者に施用した例です。

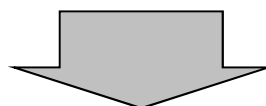
※2 入院中の慢性疼痛緩和患者に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認してください。

※3 慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

(帳簿記載例 6)

ケタミンの帳簿記載例

品 名	ケタラール静注用 200m g			単 位	V (20m L)
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 10. 1	10		10	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 KG-0101~KG-0105	
R5. 10. 2		1	9	1 V (KG-0101) 別口座へ移動	



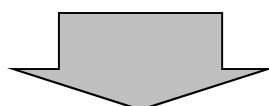
※ 次のような別口座を設けること。

品 名	ケタラール静注用 200m g			単 位	m L
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 10. 2	20		20	1 V (KG-0101) を転記	
R5. 10. 2		1	19	北薩 太郎 (カルテ No. 667)	

(帳簿記載例 7)

原末を購入して、予製剤を調整して使用する場合

品 名	モルヒネ塩酸塩 (原末)			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 9. 1	5		5	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 098765	
R5. 9. 2		2	3	10%散 20 g 調整	



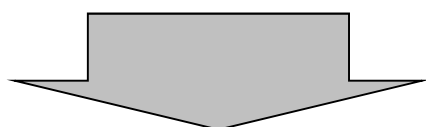
※新たに「モルヒネ塩酸塩散 10%」の口座を設けること。

品 名	モルヒネ塩酸塩散 10%			単 位	g
年 月 日	受 入	払 出	残 高	備 考	
R5. 9. 2	20		20	原末から調整	
R5. 9. 3		0.6	19.4	鹿児島太郎 (カルテ No. 321)	
R5. 9. 4		0.4	19.0	鹿児島太郎 (カルテ No. 321)	
R5. 9. 5		0.8	18.2	鹿児島太郎 (カルテ No. 321)	

(注) 備考欄には、譲受先、製品番号、予製剤作成に関する記録、事故に関する記録等について記入すること。

(帳簿記載例 8)

品名	コデインリン酸塩 (原末)			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 1	5		5	〇〇会社△△支店から購入 製品番号 098765	
R5. 9. 2		2	3	10% 20g 調整	
R5. 9. 3		3	0	1% 300g 調整	
R5. 9. 4	5		5	〇〇会社から購入 製品番号 098766	
R5. 10. 5		2	3	10% 20g 調整	



新たに「コデインリン酸塩散(水)10%」及び「コデインリン酸塩散(水)1%」の口座を設けること。

品名	コデインリン酸塩散 (水) 10%			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 2	20		20	原末から調整	
R5. 9. 30		18	2	在庫確認 麻薬年間届提出済 (R5. 10. 16)	
R5. 10. 4		1	1		
R5. 10. 5	20		21	原末から調整	

品名	コデインリン酸塩散 (水) 1%			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
R5. 9. 3	300		300	原末から調整	

コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、エチルモルヒネ塩酸塩の 10%散(水)、1%散(水)を予製する場合、それらの口座については、受入の数量、年月日を記載するのみで個々の払い出しについては記載する必要はありません。

ただし、新たに予製し、各口座に受け入れる際は、秤量等によりその時点での残高を把握の上記載してください。

第 6 廃 棄 (法第 29 条, 第 35 条第 2 項)

麻薬を廃棄する場合は、調剤前後で手続きが異なりますので、下表を参考に手続きを行ってください。(麻薬廃棄についてのフロー図 P. 23~P. 28 参照)

廃棄の方法は、焼却、放流、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。(坐薬は湯で溶解し、液体洗剤と混ぜるとよい。)

貼付剤については、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む。)のものは通常の廃棄物として適切に処理してください。

廃棄方法が不明な場合は、医薬品製造販売会社に確認するか、最寄りの県の保健所に確認

してください。

※麻薬廃棄届と調剤済麻薬廃棄届について

区 分	麻薬廃棄届	調剤済麻薬廃棄届
どんな麻薬を廃棄するのか	調剤された麻薬以外の麻薬 例) 所有する麻薬が陳旧, 変質, 破損, 汚染, 調剤過誤等の理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬 所有する麻薬で使用の見込みがなく不要な麻薬 業務廃止, 開設者死亡等に伴い不要となった麻薬 など	調剤された麻薬 例) 患者の症状変化に伴い, 服用困難, 処方変更等による場合 患者又は家族等から返却された麻薬 など
麻薬の廃棄執行者	麻薬診療施設の開設者又は麻薬管理者(麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者)	麻薬診療施設の開設者又は麻薬管理者(麻薬管理者がいない施設にあっては麻薬施用者)
誰の立会いで廃棄するのか	保健所(鹿児島市内は薬務課)職員	当該麻薬診療施設の他の職員
手続き方法	廃棄しようとするときは、 <u>あらかじめ</u> 届け出て、保健所(鹿児島市内は薬務課)と廃棄日時を調整する。	廃棄した日から 30 日以内 に届け出る。(30 日以内であれば、複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。)

※注 麻薬注射剤の施用残液及び I V H (中心静脈への点滴注射) に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、県知事に届け出ることなく、麻薬管理者(麻薬管理者がいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が、麻薬診療施設の他の職員の立会いの下に放流、焼却等の適切な方法で廃棄してください。この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払い出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をしてください。(15 ページ帳簿記載例 4 参照)

第 7 事 故 (法第 35 条)

麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)は、管理している麻薬について、滅失、盗取、破損、流出、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」により県知事に届け出なければなりません。

〈留意事項〉

- ① 麻薬を盗取された場合には、すみやかに警察にも届け出てください。
- ② 麻薬事故届は麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)名で提出してください。

- ③ 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管してください。
- ④ 通常、アンプル注射剤の破損等による流失事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事故の経過等を詳細に記入した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。この場合は、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を記載してください。

なお、入院患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（病院の管理から完全に離れている場合）には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、保健所（鹿児島市内は薬務課）にその状況を報告するとともに、警察にも連絡してください。

第 8 年間届（法第 48 条）

麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者）は、毎年 11 月 30 日までに、次の事項を「麻薬年間届」により県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の 10 月 1 日に所有していた麻薬の品名、数量
- ② 前年の 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの間に譲り受けた麻薬及び施用又は施用のため交付した麻薬の品名、数量
- ③ その年の 9 月 30 日に所有していた麻薬の品名、数量

〈留意事項〉

- ① 麻薬診療施設において所有する麻薬で、1 年間使用しなかった麻薬についても報告してください。また、1 年間麻薬を所有又は使用していない診療施設についてもその旨を報告してください。
- ② 麻薬年間届の記載は、同じ品名のもので含有量、剤型が異なれば、別品目として記載してください。
- ③ 麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載してください。調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は備考欄には記載する必要はありません。
- ④ 麻薬年間届を提出後、報告事項に誤りを発見した場合は、別途「麻薬年間届訂正願」を提出してください。
- ⑤ その他詳細は、64, 65 ページを参照してください。

第 9 麻薬中毒者診断及び転帰届（法第 58 条の 2）

1. 麻薬中毒者の診断届の提出

医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに、「麻薬中毒者診断届」により、その氏名、住所、年齢、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所（病院等の名称及び所在地）及び氏名等についてその患者の居住地の都道府県知事に届け出てください。

長期入院患者の住所と入院先の病院等の所在を異にする場合は、長期入院先の都道府県知事に「麻薬中毒者診断届」により届け出てください。

また、麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等したときは、すみやかにその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転帰等の事由、転帰等の年月日を「麻薬中毒者転帰届」

により都道府県知事に届け出てください。

2. 麻薬中毒の概念等

- (1) 麻薬中毒とは、麻薬（ヘロイン、モルヒネ、コカイン、大麻等）又はあへんの慢性中毒をいいます。麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。
- (2) 麻薬を常用して通常2週間を超えるときは、麻薬に対する精神的身体的依存を呈示するものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となる時の一応の目安であり、医療用麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりません。緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないと学会等で報告されています。したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意してください。

第10 携帯輸出入（法第13条、第17条）

患者が、自己の疾病の治療の目的で、麻薬を携帯して輸入若しくは輸出する場合は、事前に、次の事項を記載した申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて九州厚生局長に提出し、あらかじめ許可を受ける必要があります。

- ① 申請者の氏名、住所
- ② 携帯して輸入し、又は輸出しようとする麻薬の品名及び数量
- ③ 入国し、又は出国する理由
- ④ 麻薬の施用を必要とする理由
- ⑤ 入国又は出国の期間
- ⑥ 入国又は出国の港

麻薬を服用中の患者から問い合わせがあった場合、すみやかに九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導してください。

連絡先

九州厚生局麻薬取締部

TEL : 092-472-2331 FAX : 092-472-2336

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬等の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等にお問い合わせいただき、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等の発生のないよう留意してください。

第11 麻薬業務所の廃止手続き（法第7条）

1. 麻薬業務所でなくなる事例

以下の事項があります。

- ① 当該診療施設を閉鎖するとき
- ② 当該診療施設は存続するが、同施設における麻薬の取扱いをやめるとき

- ③ 一人麻薬施用者の麻薬診療施設で、当該麻薬施用者が一人もいなくなったとき

2. 麻薬業務所の廃止に伴う手続き

(1) 麻薬取扱者免許

① 麻薬管理者の場合

麻薬に関する業務を廃止したときは、麻薬管理者は、15日以内に免許証を添えて「業務廃止届」を県知事に提出しなければなりません。

② 麻薬施用者の場合

ア) 引き続き同一県内の他の麻薬診療施設において麻薬を施用する場合は、麻薬施用者は、15日以内に免許証を添えて「免許証記載事項変更届」を県知事に提出しなければなりません。

イ) 引き続き同一県内の他の麻薬診療施設において麻薬を施用しない場合は、麻薬施用者は、15日以内に免許証を添えて「麻薬業務廃止届」を県知事に提出しなければなりません。

(2) 届出

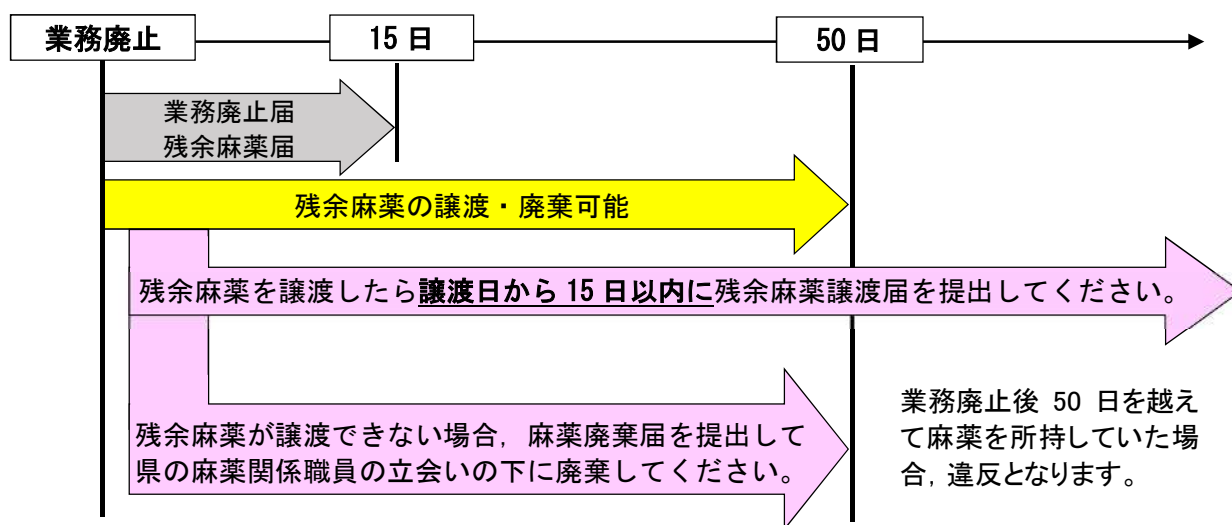
麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合は、15日以内に「残余麻薬届」により、現に所有する麻薬の品名、数量を県知事に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等が同様に届け出なければなりません。

(3) 残余麻薬の処理

① 麻薬診療施設でなくなったときに所有する麻薬については、麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、九州厚生局の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。この場合、「残余麻薬譲渡届」を譲り渡した日から15日以内に県知事に届け出なければなりません。

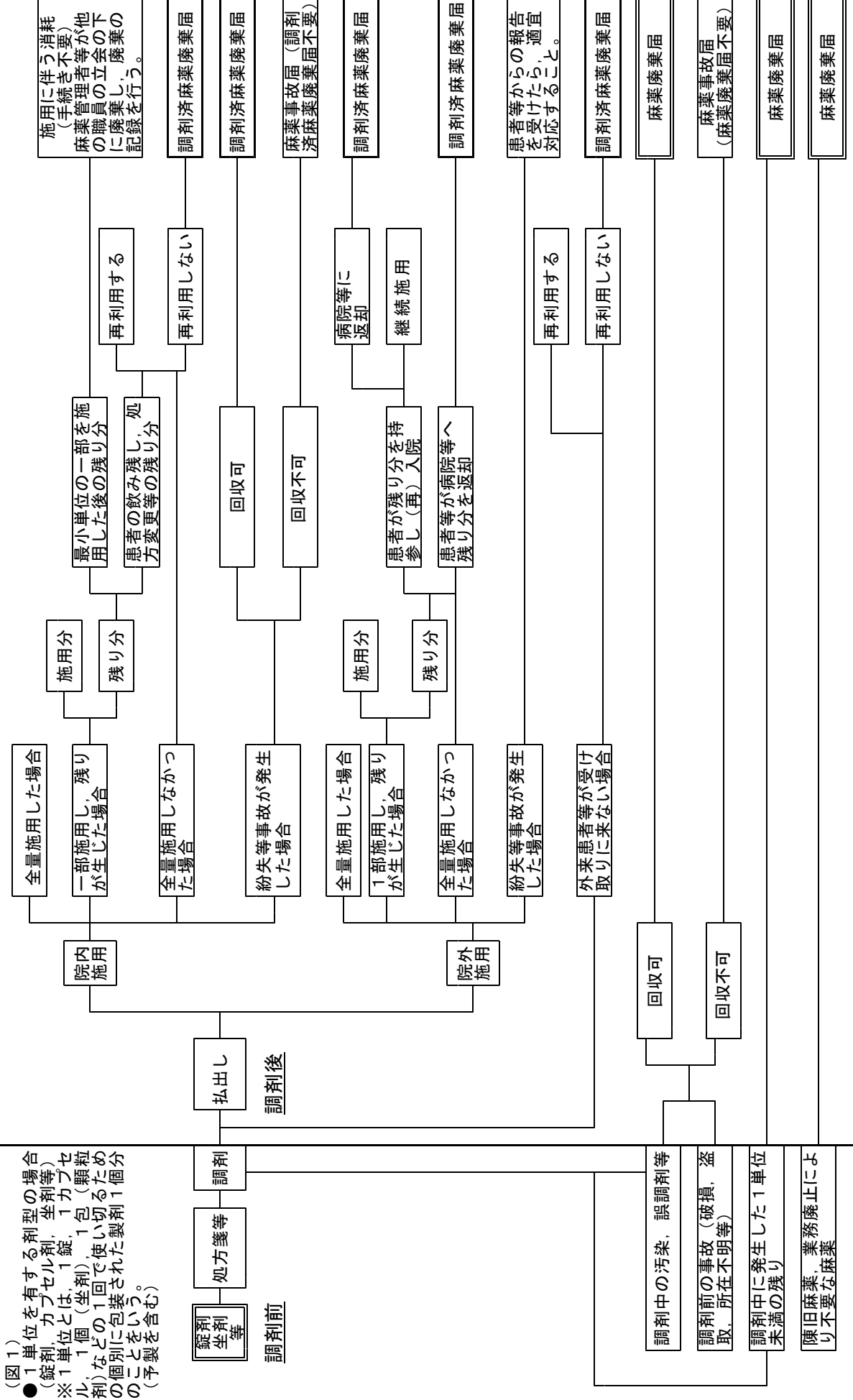
② 麻薬が古い場合等、麻薬を譲渡できない場合は、50日以内に、あらかじめ「麻薬廃棄届」を県知事に届け出て、県の麻薬関係職員の立会いの下に廃棄することとなります。



第12 立入検査 (法第50条の38)

立入検査を行う職員は身分証票を携帯していますので、必ず提示を求め、確認してください。

第13. 麻薬廃棄・事故フロー



(図 1)
● 1 単位を有する剤型の場合 (錠剤, カプセル剤, 坐剤等)
※ 1 単位とは, 1 錠, 1 カプセル, 1 個 (顆粒剤), などの 1 回で使い切るための個別に包装された製剤 1 個分のことをいう。
(予製を含む)

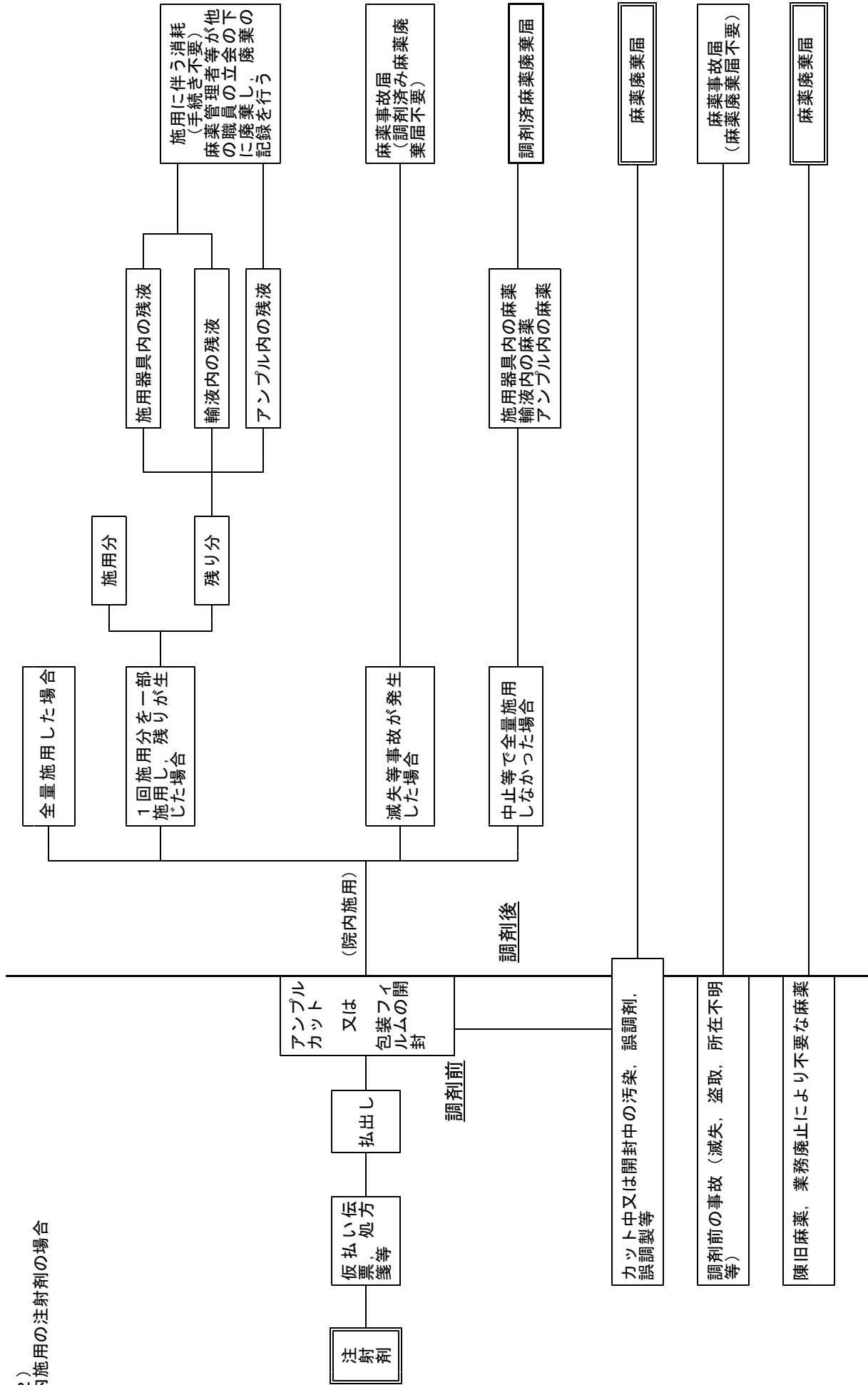
施用に伴う消耗 (手続不要) 麻薬管理員等が他の職員の下に廃棄し、廃棄の記録を行う。

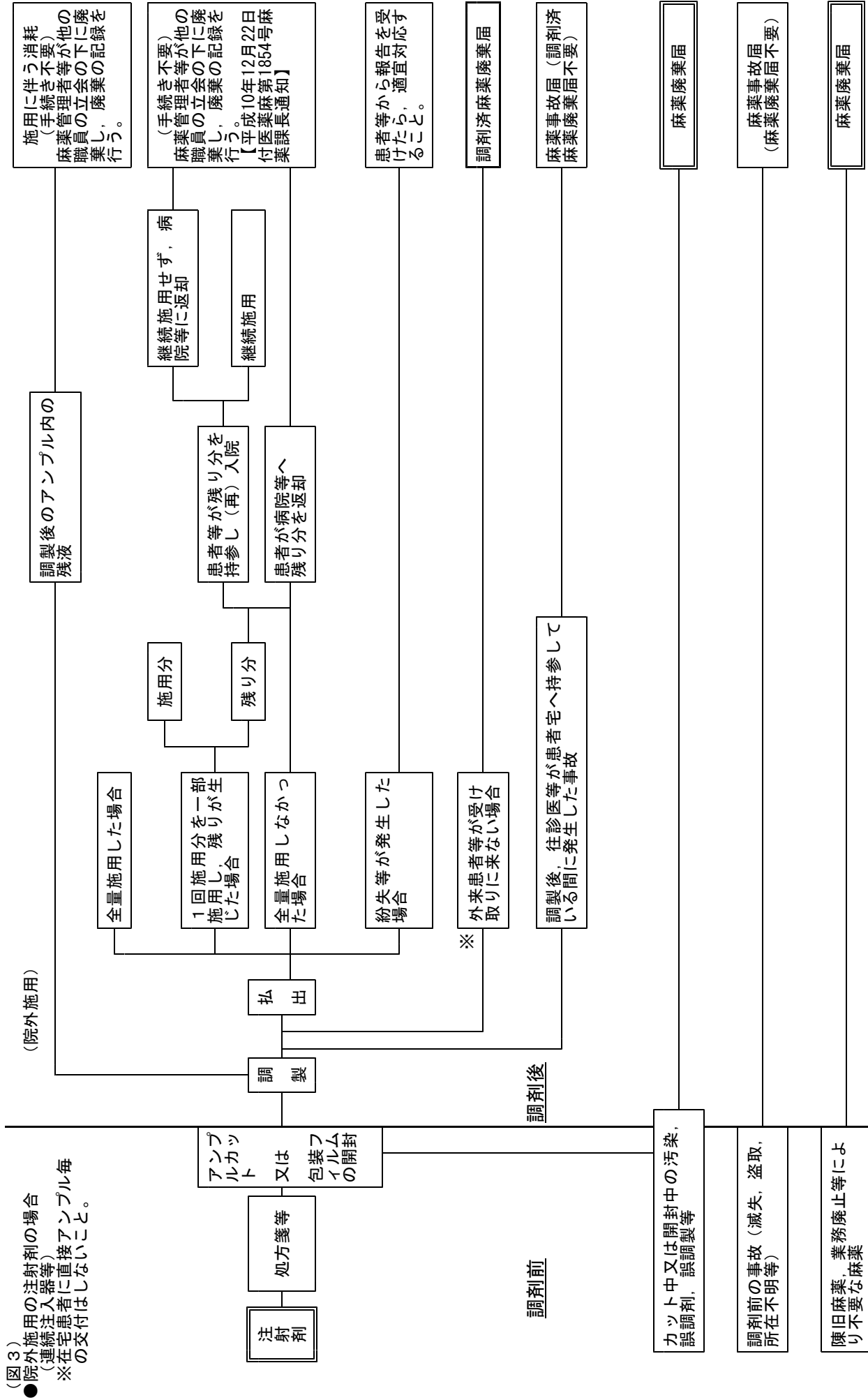
最小単位の一部を施用した後の残り分 患者の飲み残し、処方変更の残り分

患者が残り分を待参し(再)入院 患者等が病院等へ残り分を返却

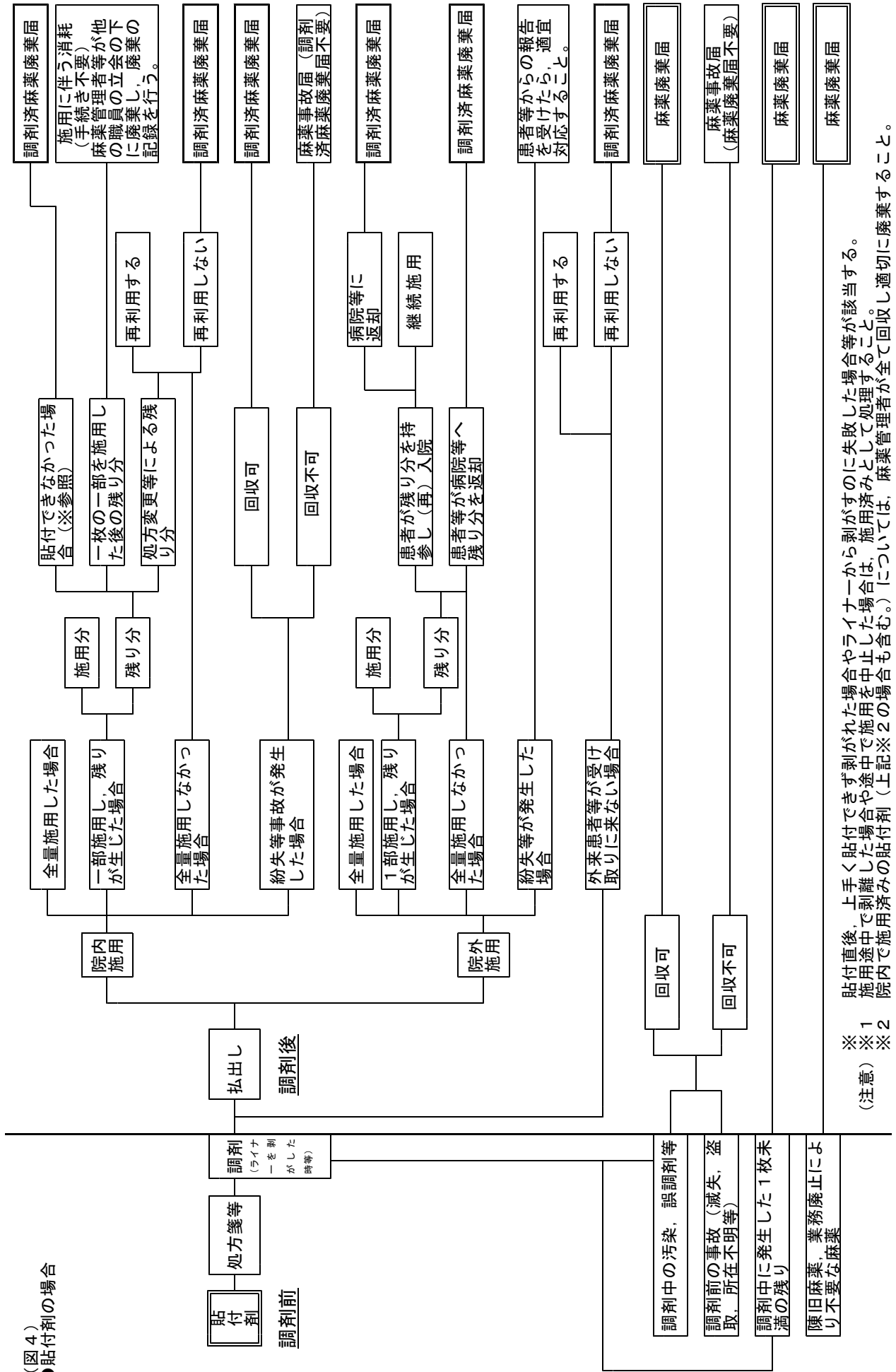
患者等からの報告を受けたら、適宜対応すること。

(図2)
●院内施用の注射剤の場合



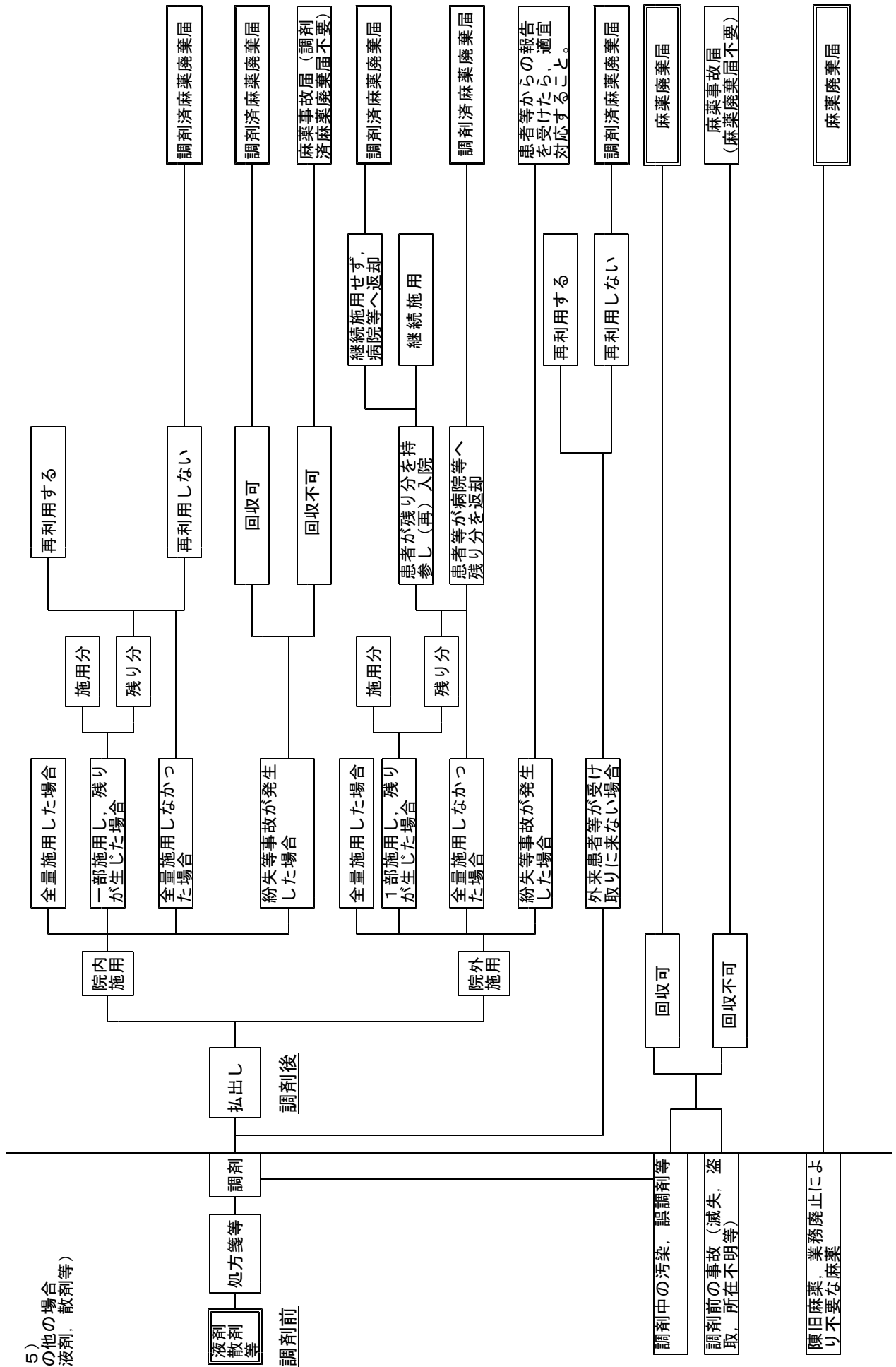


(図 4)
●貼付剤の場合

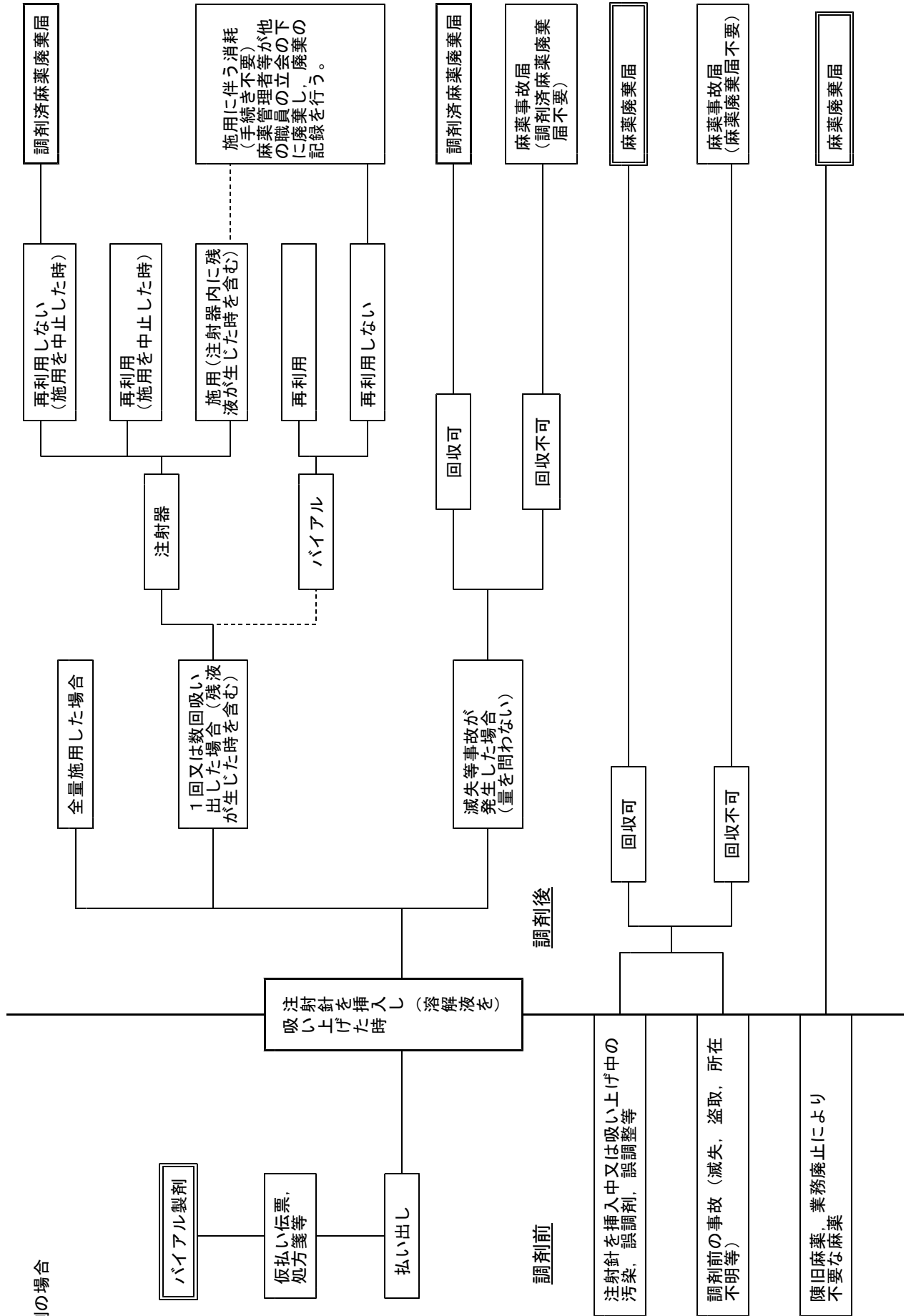


※ 貼付直後、上手く貼付できず剥がれた場合やライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※ 1 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合は、施用済みとして処理すること。
 ※ 2 院内で施用済みの貼付剤 (上記※2の場合も含む。) については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。
 (注意)

(図5)
●その他の場合
(液剤、散剤等)



(図6) ●バイアル製剤の場合



第 14 手続き・事務処理便覧

詳細については各事項の解説を確認してください。

(手数料は令和6年1月現在)

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許申請	麻薬施用者免許申請書 麻薬管理者免許申請書	① 診断書 ② 資格を証明する免許証の写し	(1) 診断書 心身の障害があっても、麻薬施用者、麻薬管理者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 4,000 円（県収入証紙） (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の12月31日まで (4) 新たに麻薬の免許申請をする者は、資格を証明する免許証（原本）を持参すること。
業務廃止	麻薬施用者業務廃止届 麻薬管理者業務廃止届 麻薬業務所でなくなった場合に必要な書類 ア 残余麻薬届 イ 残余麻薬譲渡届 又は 麻薬廃棄届	麻薬取扱者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から15日以内に届け出ること。 (2) 麻薬業務所でなくなった場合は、麻薬施用者が麻薬の取扱いをやめたことにより、その施設に麻薬施用者が1人もいなくなったとき等。
免許証返納	麻薬施用者免許証返納届 麻薬管理者免許証返納届	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたとき、若しくは亡失した免許証を発見したときは、15日以内に届け出ること。
免許証記載事項変更	麻薬施用者免許証記載事項変更届 麻薬管理者免許証記載事項変更届	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	(1) 提出期限 変更を生じた日から15日以内に届け出ること。 (2) 地番変更等の行政区画整理による住所変更は届出不要。 (3) 麻薬管理者については、施設開設者が法人化等により変更するときは、新規免許を申請し、現有の麻薬管理者免許を廃止すること。

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許証 再交付	麻薬施用者免許証 再交付申請書 麻薬管理者免許証 再交付申請書	き損した場合 麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証 亡失の場合 紛失理由書	(1) 提出期限 麻薬取扱者免許証のき損 又は亡失したときは、15 日 以内に届け出ること。 (2) 手数料 2,800 円（県収入証紙）
不良・不要 麻薬等の 廃棄	麻薬廃棄届	なし	(1) 陳旧麻薬、誤調製した麻薬 等（処方箋により払い出さ れた麻薬以外のもの）を廃 棄するとき届け出ること。 (2) 届を提出してから保健所 等職員（麻薬取締員等）の 立会いの下で廃棄するこ と。
麻薬の廃棄 （処方箋に より払い出 された麻薬）	調剤済麻薬廃棄届	なし	(1) 処方箋により払い出され た麻薬を廃棄した場合は、 30 日以内に届け出ること。 (2) 処方変更や患者の死亡に より返還された麻薬（転院 してきた患者の飼い主が 麻薬を持参してきた場合 を含む）を廃棄した場合 は、30 日以内に届け出るこ と。
破損等の 事故	麻薬事故届	なし	(1) 麻薬が流出し、盗取され、 所在不明等になったときは 速やかに届け出ること。 (2) 事故届を提出する際、特に アンプル注射剤の事故によ る残余麻薬があり残余 麻薬の廃棄を必要とする 時は、麻薬管理者が他の職 員の立会いの下に廃棄し て、麻薬事故届にその経過 を記載すれば麻薬廃棄届 等の提出は不要。 (3) 盗取の場合は、同時に警察 にも届け出て、現場保存に 努めること。
年間報告	麻薬年間届	なし	前年 10 月 1 日からその年の 9 月 30 日までの受け払い及 びその年の 9 月 30 日現在の 所有量について届け出ること。

II Q & A

1 免許・許可・届出

(提出先…鹿児島市内はくらし保健福祉部薬務課，鹿児島市以外は管轄の保健所)

Q 1 医師が麻薬を患者に施用する場合，どのような免許が必要ですか。	→	・麻薬取扱者免許申請
<p>A 麻薬施用者の免許が必要です。免許は当該医師が麻薬の施用を行う病院もしくは診療所ごとに必要となります。</p> <p>当該医師が診療に従事する病院若しくは診療所の所在地の提出先に申請してください。</p>		
Q 2 現在，病院に勤務する麻薬施用者ですが，今度，同一県内の他の病院でも非常勤医師として勤務することになりました。もう一方の病院でも麻薬施用者の免許を受ける必要がありますか。	→	・麻薬取扱者免許証記載事項変更届
<p>A 同一県内の場合には，新たに免許をもう1つ受けるのではなく，免許証の記載事項変更届を15日以内に提出してください。</p> <p>つまり，主に診療に従事する病院が主たる麻薬業務所であり，もう一方が従たる施設となりますので，免許証を添えて当該免許証の記載事項変更届を提出してください。</p> <p>ただし，従たる施設には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので，注意してください。</p> <p>この届出によって，免許証が書き替えられ，交付されます。</p> <p>なお，麻薬施用者が，これまで勤務していた病院を辞め，新たに同一県内の別の病院で勤務したり，同一県内で開業する場合も同様に免許証の記載事項変更の手続きを行ってください。</p>		
Q 3 麻薬施用者ですが，今度，他県に異動することになりました。手続きはどうすればよいでしょうか。	→	・麻薬業務廃止届
<p>A 麻薬施用者の免許は都道府県ごとに必要ですので，麻薬施用者が他の都道府県に異動する場合は，15日以内に麻薬免許証と共に業務廃止届を提出し，異動先の都道府県で新たに免許申請を行ってください。</p> <p>他県に異動した場合であっても，鹿児島県で麻薬を使用する可能性がある場合，廃止届の提出は不要です。</p>		

Q 4 診療施設であれば麻薬を取扱うことができるので → ・麻薬取扱者免許申請
すか。

A 病院，診療所，飼育動物診療施設で麻薬を取扱うためには，当該施設で診療に従事する麻薬施用者がいなければなりません。

このように麻薬施用者が診療に従事する病院等を麻薬業務所といいます。麻薬業務所で取扱われる麻薬の所有者は当該施設の開設者です。

また麻薬業務所の開設者は，麻薬施用者が2人以上いる場合には麻薬管理者1人をおく必要があります。この場合，麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。麻薬施用者はその麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を患者に施用し，または施用のため交付してはいけません。

Q 5 病院の医局で主任医師が麻薬施用者であれば，その → ・麻薬取扱者免許申請
医局員である他の医師は麻薬施用者でなくても麻薬
を施用することができるのでしょうか。

A 麻薬施用者でない医師は，麻薬の施用はできません。麻薬を施用し，施用のため交付し，または麻薬処方箋を交付する者は，すべて麻薬施用者の免許を取得しなければなりません。

Q 6 免許証を亡失又はき損しましたが，どのようにした → ・麻薬免許証再
らよいでしょうか。 交付申請
・麻薬免許証返
納届

A 15日以内に，免許証再交付申請書を提出してください。（き損の場合は，その免許証を添えてください。）

なお，亡失した免許証を発見したら15日以内に免許証返納届にその免許証を添付して提出してください。

Q 7 次の場合，どのような手続きが必要ですか。 → ・麻薬管理者免許申請
(1) 個人で開設している病院（診療所）を医療法人として開設にすることにしました。 ・麻薬施用者免許証記載事項変更届
(2) 病院（診療所）を移転することになりました。 ・麻薬業務廃止届
(3) 病院（診療所）を全面改築することになりました。 ・残余麻薬届
・残余麻薬譲渡届

A ① (1)，(2)，(3)とも，次の手続きを行ってください。

・麻薬施用者

免許証の記載事項（麻薬業務所の所在地，名称，施用者の住所）に，変更があれば記載事項変更届を15日以内に提出してください。

・麻薬管理者

新たに免許を取り直さなければなりません。あらかじめ現在の麻薬管理者の業務廃止届と麻薬管理者免許申請書を提出してください。

② 残余麻薬に関する手続き

残余麻薬届を，その事由が生じてから15日以内に，残余麻薬譲渡届を譲渡の日から15日以内に提出してください。

Q 8 診療施設を閉鎖する場合の麻薬の取扱いについて、どのような手続きが必要ですか。

→

- ・麻薬業務廃止届
- ・残余麻薬届
- ・残余麻薬譲渡届
- ・麻薬廃棄届

A 麻薬取扱者が麻薬の取扱いをやめたとき、法第3条第2項の資格を欠くに至った場合、または麻薬取扱者が死亡したときは、15日以内に業務廃止届に免許証を添えて届け出てください。(取扱者死亡の場合は相続人清算人等)

なお、麻薬施用者の業務廃止に伴い、麻薬診療施設に、麻薬施用者がいなくなった時は、この診療施設は麻薬診療施設ではなくなりますので、この診療施設の開設者はその事由が生じてから15日以内に、残余麻薬届を提出しなければなりません。

また、この残余麻薬は、特例として業務廃止の日から50日以内に限り所持することができますので、この期間内に次のいずれかの方法で処理しなければなりません。

- ① 残余麻薬を、他の麻薬診療施設の開設者等(同一県内)に相談して譲渡する。(譲渡してから15日以内に残余麻薬譲渡届を提出する。)
- ② 残余麻薬を事前に県知事に届け出て、保健所(鹿児島市内は薬務課)職員立会いのもと廃棄する。
- ③ ①及び②の方法をあわせて行う。

Q 9 麻薬の保管は、どのようにしたらよいですか。

A 麻薬の保管は、次のとおりになければなりません。

- ① 麻薬業務所内に保管すること。
- ② 麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別すること。
- ③ 鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵すること。

なお、「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫、容易に移動できない金庫(重量金庫)をいい、「麻薬以外の医薬品と区別し」とは、麻薬専用保管庫として覚醒剤以外の医薬品、書類等を一緒に保管しないことをいいます。

また、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は堅固な設備には該当しません。

Q 10 麻薬注射剤を病棟に定数配置したいのですが、どのようなことに注意したらよいでしょうか。

A 麻薬を院内の薬局のみに保管しておくことが業務上極めて不便な病院において、やむを得ず病棟に保管する場合は下記に注意してください。

- ① 病棟に、麻薬専用金庫を設置し保管してください。
- ② 麻薬注射剤の数は、使用状況に応じ必要最小量にしてください。
- ③ 定数保管制をとっても麻薬管理者に管理責任がありますので、病棟とは連絡を密にしてください。

Q11 既に麻薬施用者免許証を持っている医師が新たに麻薬事業所を開設する場合に、新たに提出する書類として必要なものは何か。

→ ・麻薬施用者免許証記載事項変更届

- A ① 麻薬施用者免許証記載事項変更届
② 新たに麻薬を取り扱う施設の麻薬保管庫の設置場所及び当該麻薬保管庫の構造が分かるもの（院外処方箋のみを交付する等麻薬を業務所内で保管しない場合は不要）

Q12 当院に勤務するA医師は麻薬管理者であり、麻薬施用者でもある。A医師が他の医療機関で患者様に麻薬を使用することは可能ですか。

- A 現行法では麻薬管理者兼麻薬施用者が他の医療機関で麻薬を使用することを禁じておりません。そのため、麻薬施用者免許証記載事項変更届に従たる施設を追加したい旨を記載し免許証とともに提出していただければ差し支えありません。
ただし、他の医療機関で過度に勤務（週に4～5日等）し本来の麻薬管理者としての業務を疎かにするようなことは絶対に避けて頂きますよう、よろしくお祈いします。

2 譲受け・譲渡し

Q13 麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける時は、どのようなことに注意すべきでしょうか。

→ 譲受証、譲渡証

- A ① 麻薬診療施設の開設者からは譲受証を、麻薬卸売業者からは譲渡証を相互に取り交わしてください。
（譲受証の提出が、麻薬の譲受けの前提条件です。）
また、この譲渡証は2年間保存してください。
② 譲受けの際、次のことを確認してください。
（ア）麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか。
（イ）麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号が現品と一致しているか。
（ウ）麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか。

Q14 譲受証は、どのように書いたらいいのでしょうか。

→ 譲受証、譲渡証

- A 4ページの記載例を参考にしてください。

Q15 私の開設する病院は県境に近いので、隣県の麻薬卸売業者が距離的に近く、何かと便利なので、隣県の麻薬卸売業者から麻薬を購入したいのですが。

- A 県外の麻薬卸売業者から麻薬を購入することはできません。
開設する麻薬診療施設の都道府県内の麻薬卸売業者から購入してください。

Q16 麻薬を施用しなければならない患者が急に来院し、麻薬の在庫がない場合、近くの病院または薬局から借りて施用することができますか。

A できません。麻薬卸売業者から譲り受けてください。

Q17 A病院とB診療所の開設者が同一人の場合に、麻薬の購入をA病院で一括して行い、その麻薬の一部をB診療所に分配することは差し支えないでしょうか。

A 原則、麻薬診療施設の開設者は、麻薬卸売業者からしか麻薬を譲り受けることができません。また、麻薬診療施設の開設者が同一人であっても、その施設ごとに開設者は別人格とみなされます。

したがって、麻薬は施設ごとに別々に購入しなければなりません。

Q18 麻薬卸売業者から購入した麻薬を開封した際、アンプルが破損していました。どうしたらよいですか。 → 麻薬事故届

A 両者立会いで破損等を発見した場合は、麻薬診療施設が麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ってください。そして、麻薬卸売業者が麻薬事故届を提出することとなります。

郵送等により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者）が麻薬事故届を提出することになります。

3 処方箋

Q19 麻薬処方箋に記載すべき事項は、何ですか。また、保存期間は何年ですか。

A (1) 麻薬を記載した処方箋（麻薬処方箋）には、

- ① 患者の氏名、年齢
- ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- ④ 処方箋の使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方箋の発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の氏名、押印（署名でも可）、麻薬免許証番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

を、記載する必要があります。

ただし、院内処方箋の場合は、②④⑦を省略できます。

(2) 保存期間は

- ① 院外処方箋の場合（麻薬小売業者が保管）は、3年間
- ② 院内処方箋の場合（麻薬管理者が保管）は、2年間

Q20 麻薬の院内処方箋の代わりに、「オーダーリングシステム」で麻薬を処方することができますか。

A 麻向法第 27 条第 6 項の規定に基づき、麻薬を記載した処方箋には、麻薬施用者の署名又は記名押印が要件として定められていることから、「オーダーリングシステム」のみによる処方では「麻薬処方箋」とは認められず、麻薬を調剤することはできません。

オーダーリングシステムにより処方されたものを印刷し、麻薬施用者の署名又は記名押印がなされてはじめて「麻薬の処方箋」と認められます。

なお、オーダーリング情報をもって麻薬の調整を開始することは差し支えありませんが、麻薬処方箋と引き替えに交付してください。

Q21 院外処方箋を発行するにあたり、一般の医薬品と麻薬を処方する場合、院外処方箋 1 枚に、一般の医薬品と麻薬を併せて記載していいですか？一般の医薬品と麻薬だけのものと 2 枚発行する必要がありますか？

A 分けて発行しなければならない規定はありませんが、麻薬については、調剤後、管理上再確認等で調査する必要性が生じる可能性もありますので、麻薬処方箋は、一般の処方箋と区別して保存するようにお願いしています。

Q22 麻薬業務所の敷地外で院外処方の医療用麻薬を拾った場合、どうすればよいか。

A 拾得物として警察署に届け出てください。遺失者が現れなかった際の対応については、警察に所有権を放棄する意思を伝えてください。

4 廃棄等

Q23 麻薬廃棄届による麻薬廃棄は、廃棄予定の麻薬を業務所から保健所へ持参し、保健所で作業できないのか。

A 麻薬については、往診などの診療目的での持ち出し以外、原則として、持ち出すことは禁止されているため、麻薬業務所での麻薬廃棄をお願いしています。

<p>Q24 次の場合、どのような手続きが必要ですか。</p> <p>(1) 古くなった麻薬を廃棄したいのですが。</p> <p>(2) アヘンチンキが乾いて、使用不能になったので廃棄したいのですが。</p>	→	<p>麻薬廃棄届</p>
<p>A (1)、(2)とも事前に保健所（鹿児島市内は薬務課）と廃棄日時を相談し、麻薬廃棄届を提出し、保健所（鹿児島市内は薬務課）職員立会いのもとで廃棄することになります。</p> <p>なお、(2)のような場合は、他の職員立会いのもとに正確な残量を秤量し、廃棄数量としてください。</p> <p>また、廃棄後は、麻薬帳簿にその旨を記入してください。</p> <p>麻薬帳簿の記入方法は帳簿記載例を参考にしてください。帳簿の備考欄に立会者が記名押印又は署名をします。</p> <p>(参考)</p> <p>麻薬廃棄届による廃棄が必要な場合は、所有する麻薬が陳旧、変質、破損、汚損、調剤過誤等の理由で譲渡又は使用できなくなった麻薬の廃棄等です。</p> <p>なお、麻薬の予製剤については、調剤の準備行為とみなされますので、仮に予製剤が汚染等により使用不能となり廃棄する場合は、調剤が完了していない麻薬とみなされ、麻薬廃棄届による廃棄が必要です。</p>		

<p>Q25 次の場合、どのような処理及び手続きが必要ですか。</p> <p>(1) 麻薬の注射液をアンプルカットし、注射筒に詰めたところ、患者の容態が変わったため、施用中止となり全量施用する必要がなくなりました。</p> <p>(2) 患者にモルヒネ水剤を投薬していましたが、死亡のため残液が出ました。</p> <p>(3) 外来患者に硫酸モルヒネ徐放錠（MSコンチン錠）を投薬していたところ、患者が死亡し残薬があり、患者の家族から譲り受けました。</p>	→	<p>調剤済麻薬廃棄届</p>
<p>A (1)、(2)、(3)とも、それぞれ残った麻薬は「調剤された麻薬」に相当しますから、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設は、麻薬施用者）が、他の職員立会いのもとに回収困難な方法で廃棄し、調剤済廃棄届を廃棄後 30 日以内に県知事に提出してください。</p> <p>なお、届け出る麻薬の廃棄は、廃棄後 30 日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。</p> <p>また、麻薬帳簿へは当該麻薬の備考欄に廃棄した年月日、廃棄の届出年月日、麻薬の数量を記載し、廃棄の立会者は、記名押印又は署名してください。</p> <p>麻薬帳簿の記入方法は帳簿記載例を参考にしてください。</p>		

5 事 故

<p>Q26 次の場合、どう処理すればよいですか。</p> <p>(1) 錠剤の麻薬を調剤中に、落としてしまい、10錠は回収しましたが、5錠見つからなくなりました。</p> <p>(2) コデインリン酸塩の原末から倍散を調剤していたところろ落としてしまい、95gは回収しましたが5gほど飛散してしまいました。</p> <p>(3) 麻薬のアンプルをカットして注射筒に詰めようとしたところ、落として破損し、注射液は全量飛散し、回収できませんでした。</p>	→ 麻薬事故届 → 麻薬廃棄届
<p>A (1)、(2)、(3)とも、直ちに管理者に連絡してその状況を詳しく報告してください。その後、麻薬管理者は、回収不能となった麻薬について、麻薬事故届を速やかに提出してください。</p> <p>なお、回収した麻薬については、(1)及び(2)の場合、廃棄する場合、事前に麻薬廃棄届の提出が必要です。</p> <p>(3)の場合(アンプル注射剤の事故の場合)は、事故届に廃棄した経過等を詳細に記入することで廃棄届等の提出は不要です。</p> <p>また、麻薬帳簿には、その旨、記入してください。</p>	

6 麻薬帳簿, 診療録(カルテ), その他

<p>Q27 入院患者に、モルヒネ硫酸塩水和物徐放錠(MSコンチン錠)を投薬しましたが、患者が死亡したので残薬を再利用せず、全て廃棄するにはどのようにしたらよいでしょうか。</p>	→ 調剤済麻薬廃棄届
<p>A 麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設では麻薬施用者)が、他の職員の立会いのもとに回収困難な方法で廃棄し、30日以内に調剤済麻薬廃棄届を提出してください。</p> <p>なお、麻薬帳簿の記入方法は、帳簿記載例を参照してください。</p>	
<p>Q28 入院患者にモルヒネ硫酸塩水和物徐放錠(MSコンチン錠)を投与していましたが、患者が死亡しました。患者には、1回分ずつ投与していましたが、残薬は、再利用したいのですが、どのようにしたらよいでしょうか。</p>	
<p>A 入院患者から返却された麻薬で、病院内で適正に管理されており汚染等のおそれのないものは、再利用することもできます。</p> <p>ただし、外来患者に払い出された麻薬は、再利用できません。</p> <p>その場合の麻薬帳簿への記入方法は帳簿記載例を参照してください。</p>	
<p>Q29 麻薬の服用時間を記録する必要はあるのか。</p>	
<p>A 必ずしも施用した時間を記録する必要はありませんが、施用毎に診療録への記録を残す必要があります。</p>	

Q30 麻薬注射液の施用に際し、患者に0.7mLを施用し、0.3mL残りました。この施用残りの麻薬注射液はどのように処理すべきですか。

A 施用残りの麻薬は「施用に伴う消耗」と解されますので麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届は必要ありません。したがって、施用残りの麻薬は麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設は、麻薬施用者）のもとに回収して、麻薬管理者の責任においてその他の職員立会いのもとに廃棄して下さい。

また、麻薬帳簿は、「第5 記録」を参照してください。

Q31 がんの痛みのため在宅でモルヒネ徐放剤を使用していた患者が死亡した場合、残った麻薬は、家族が捨ててもよいですか。また、残った麻薬を家族が痛み止めとして使ってもよいですか。

A 飲み残した麻薬は、交付を受けた麻薬診療施設若しくは麻薬小売業者、または近くの麻薬診療施設、麻薬小売業者に返却または譲渡してください。

また、飲み残した麻薬を家族が使用することはできません。

Q32 他の病院に通院していた患者が来院し、飲み残した麻薬を持参してきた場合、どのようにしたらよいですか。

A このようなケースの麻薬は、持ち込まれた診療施設の所有ではなく、あくまでも持ち込んだ患者の所有物ですので、通常の麻薬購入のように受け入れたものと解釈してはいけません。

しかし、その麻薬の服用については、医師の指示の下に行ってください。（その麻薬を廃棄、もしくは、麻薬の追加処方等を行う場合は免許が必要です。）

麻薬帳簿の記載方法は、その麻薬の口座の受入数量欄に（ ）書きで記載し、在庫数量には加算せず、備考欄に持ち込んだ患者の氏名及び入院後服用した旨の記載をしてください。

また、診療施設で購入し、施用している麻薬と区別するため、その患者の麻薬の口座を別に設け、その服用（払出）を管理する方法も便利です。

患者が持参した麻薬を廃棄する場合は、Q25 (3) の回答により行ってください。

Q33 再入院、転院により患者が持参した麻薬を引き続き服用させる場合、服用の都度診療録への記載が必要ですか。

A 病棟における患者の麻薬の服用は、医師の指示の下に行われるものであることから、診療録に記載することが必要です。

その際、患者の持ち込み分と判別できるように記録してください。

Q34 予製されたコデインリン酸塩散1%は、麻薬に準じた取扱いが必要とされていますが、麻薬から除外されているコデインリン酸塩散1%を購入した場合と保管等について取扱いが異なるのですか。

- A 劇薬製剤として販売されているコデインリン酸塩散1%と同様に取扱って差し支えありません。
帳簿の記載については、「第5 記録」を参照してください。

Q35 院外処方箋に麻薬がある場合、その処方箋に(麻)の記載または麻薬の品名の下に朱線を引くことは必要ですか。
また、診療録(カルテ)の記載はどのようにすればよいですか。

→ 診療録

- A (麻)の記載または麻薬の品名の下に朱線を引くことは、必ずしも必要ではありませんが、他の処方と区別するため、管理上の理由で、そのような記載をすることが望まれます。個々の施設の状況に応じて、対応してください。

Q36 医療機関から処方された麻薬を訪問ステーションの職員が在宅患者へ届ける際に、訪問看護ステーション(麻薬診療施設でない)に一時保管してもよいか。
また、患者宅から持ち帰った麻薬を、同様に訪問看護ステーションに一時保管してよいか。

- A 主治の麻薬施用者が当該患者の訪問看護の必要を認めた場合において、訪問看護ステーションの看護師が麻薬施用者の麻薬交付の補助行為として麻薬施用者の指示を受けて患者宅へ郵送し授与することは可能です。しかし、訪問看護ステーションは麻薬業務所に該当しないため、麻薬の保管は行えません。
また、搬送途中の麻薬を看護ステーション内など患者宅以外の場所で留め置くこともできません。
麻薬は医療機関から患者宅へ、患者宅から医療機関へ直接運び、それ以外の場所で保管しないようにしてください。

Ⅲ 申請・届出様式, 記載例

1. 麻薬取扱者免許申請	42
2. 麻薬取扱者免許証記載事項変更届	46
3. 麻薬免許証再交付申請	48
4. 麻薬業務廃止届	50
5. 麻薬免許証返納届	52
6. 残余麻薬届	54
7. 残余麻薬譲渡届	56
8. 麻薬廃棄届	58
9. 調剤済麻薬廃棄届	60
10. 麻薬事故届	62
11. 麻薬年間届	64
12. 麻薬中毒者診断届及び麻薬中毒者転帰届	68

提出先

業務所の所在地が鹿児島市内	県くらし保健福祉部薬務課
業務所の所在地が鹿児島市以外	管轄の保健所

※ 各種申請書・届出様式は鹿児島県ホームページからダウンロードして御利用になれます。

鹿児島県ホームページ(<https://www.pref.kagoshima.jp/index2.html>) → 事業者の方々 → 健康・福祉 → 薬事・麻薬・血液 → 麻薬等 → 麻薬関係申請手続き

1 麻薬取扱者免許申請			
麻薬取扱者の種類	麻薬（管理者，施用者，研究者，小売業者，卸売業者）		
有効期限	免許を受けた有効期間開始日の翌々年の12月31日まで。（最長3年）		
提出先	業務所の所在地を管轄する保健所。 ただし，業務所の所在地が鹿児島市内であるときは県薬務課。		
提出部数	1部		
添付書類	麻薬（管理者，施用者）の場合 1 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） 2 医師免許証，歯科医師免許証，獣医師免許証，薬剤師免許証の写し（新規の場合は原本を持参，継続の場合は不要）		
	麻薬研究者の場合 1 研究計画書 2 研究を行う施設の設置者による研究同意書 3 履歴書 4 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） 5 施設の平面図及び麻薬保管庫の立体図		
	麻薬小売業者，麻薬卸売業者の場合 1 薬局，または卸売販売業者の許可証の写し（新規の場合は原本を持参，継続の場合は不要） 2 店舗の平面図及び金庫の構造のわかるもの 3 開設者が (1) 個人の場合 ・ 診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） (2) 法人の場合 ・ 登記簿謄本 ・ 業務を行う役員について明記している組織図 ・ 代表取締役及び業務を行う役員全員の診断書（申請日から1ヶ月以内に作成されたもの） (代表取締役が複数いる場合，全ての代表取締役の診断書が必要)		
手数料	免許の種別	管理者，施用者，研究者，小売業者	卸売業者
	R 6. 1 現在	4,000円 (県収入証紙)	14,800円 (県収入証紙)

(記載例) 施用者の場合

麻薬施用者免許申請書

麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号		
	名称	〇〇病院 TEL 099 (2〇〇) 〇〇〇〇		
麻薬施用者又は麻薬研究者 にあつては、従として診療 又は研究に従事する麻薬診 療施設又は麻薬研究施設	所在地			
	名称	TEL ()		
許可又は免許の番号	第〇〇〇〇〇〇号	許可又は免許 の年月日	〇〇年〇月〇日	
申請者の 業務を行う 資格条項 (法人に あつては 役員を含む。)	(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。	なし	下記参照	医師、歯科医師、獣医師、 薬剤師の免許番号 注(麻薬免許証番号では ありません)
	(2) 罰金刑以上の刑に処せられた こと。	なし		
	(3) 医事又は薬事に関する法令又 はこれに基づく処分に違反し たこと。	なし		
備考	① 新規 2 継続 (麻薬免許証番号 第 号)			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。 〇〇年〇〇月〇〇日 〒890-0000 住 所 鹿児島市〇〇一丁目〇〇番〇〇号 (フリガナ) ヤマダ タロウ 氏 名 山田 太郎 鹿児島県知事 殿				

- 記) 1 当該事実がない場合は、「なし」と記入する。
2 当該事実がある場合は「あり」と記入し、(1)欄にあたっては「その理由及び年月日」を、(2)欄にあたっては「その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日」を、(3)欄にあたっては「その違反の事実及び年月日」を記入すること。

麻 薬 者 免 許 申 請 書

麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称	TEL ()		
麻薬施用者又は麻薬研究者にあっては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所 在 地			
	名 称	TEL ()		
許可又は免許の番号	第 号	許可又は免許 の年月日	年 月 日	
申請者の 業務を行う （法人に あつては 役員を含む。） の欠格条 項	(1) 法第51条第1項の規定により 免許を取り消されたこと。			
	(2) 罰金刑以上の刑に処せられた こと。			
	(3) 医事又は薬事に関する法令又 はこれに基づく処分に違反し たこと。			
備 考	1 新規 2 継続（麻薬免許証番号 第 号）			
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 (フリガナ) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>				

診 断 書

住 所

氏 名

生年月日

精神機能の障害

- 明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況

麻薬又は覚醒剤の中毒

- なし
 あり

上記のとおり診断する

年 月 日

病院等の 名 称

所在地

医師の氏名

2 麻薬取扱者免許証記載事項変更届

麻薬取扱者免許証の記載に変更が発生したとき、15日以内に変更届を提出してください。

1. 業務所及び住所が変わる場合。(転勤等)
2. 業務所在地及び名称が変わる場合。(移転等)
3. 氏名が変わる場合。(婚姻による等)
4. 現在の業務所に加え、他の業務所で麻薬を施用する場合。
(従たる施設の追加又は削除)
5. 同一県内で独立開業する場合。
(他県で開業する場合は、業務廃止届けを提出し、他の県で新規に免許申請を行う。)

その他の注意事項	法人化する場合は、Q & AのQ 7を参照してください。
添付文書	現有の麻薬免許証

(記載例) 施用者の場合

麻薬施用者免許証記載事項変更届

免許証の番号		第〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更すべき事項		業務所及び住所		
変更前	麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号	
		名称	〇〇〇〇病院	
	住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	鹿児島市〇〇町〇〇番地		
	氏名〔法人にあっては、名称〕			
従たる施設	所在地			
	名称			
変更後	麻薬業務所	所在地	鹿屋市〇〇町〇〇番〇〇号	
		名称	〇〇医院	
	住所〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	鹿屋市〇〇三丁目〇〇番〇〇号		
	氏名〔法人にあっては、名称〕			
従たる施設	所在地			
	名称			
変更の事由及びその年月日		異動により 〇年〇月〇日		
上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。				
〇〇年〇〇月〇〇日				
〒893-0000				
住所 鹿屋市〇〇三丁目〇〇番〇〇号				
氏名 山田 栄作				
鹿児島県知事		殿		

麻 薬 者 免 許 証 記 載 事 項 変 更 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日	
変 更 す べ き 事 項				
変 更 前	麻 薬 業 務 所	所 在 地		
		名 称		
	住 所	〔 法 人 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 〕		
	氏 名	〔 法 人 に あ っ て は , 名 称 〕		
	従 たる 施 設	所 在 地		
		名 称		
	変 更 後	麻 薬 業 務 所	所 在 地	
			名 称	
住 所		〔 法 人 に あ っ て は , 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 〕		
氏 名		〔 法 人 に あ っ て は , 名 称 〕		
従 たる 施 設		所 在 地		
		名 称		
変 更 の 事 由 及 び そ の 年 月 日				
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">鹿 児 島 県 知 事 殿</p>				

3 麻薬免許証再交付申請書	
麻薬免許証を亡失したり、き損した場合は、再交付を申請してください。	
その他の注意事項	免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内にその免許証を返納してください。
添付文書	き損した場合は、免許証
手数料 (県収入証紙)	2,800円(県収入証紙)
	R 6. 1 現在

(記載例) 施用者の場合

麻薬施用者免許証再交付申請書

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	薩摩川内市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇医院	
氏名	山田 純一郎		
再交付の事由 及びその年月日	別添理由書のとおり 〇〇年〇〇月〇〇日		
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p>〇〇年 〇〇月 〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〒895-0000</p> <p style="text-align: center;">住 所 薩摩川内市〇〇町〇〇番〇〇号</p> <p style="text-align: center;">氏 名 山 田 純一郎</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

麻 薬 者 免 許 証 再 交 付 申 請 書

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年	月	日
麻 薬 業 務 所	所 在 地					
	名 称					
氏		名				
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日						
<p>上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">鹿 児 島 県 知 事 殿</p>						

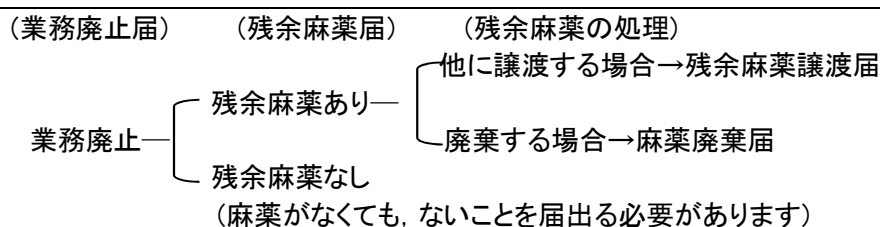
4. 麻薬業務廃止届

麻薬取扱者が麻薬の取扱いをやめるとき、または死亡したときは、15日以内に業務廃止届を提出してください。

1. 麻薬取扱者が死亡したとき。(届出は相続人清算人等)
2. 県外の業務所へ異動する場合。(その県で新規に免許申請を行う)
3. 麻薬を取扱う見込みがないので取扱者をやめるとき。
4. 業務所の診療等を廃止するとき。
5. 法人化の場合。(管理者のみ必要)

麻薬施用者の業務廃止に伴い、麻薬診療施設に麻薬施用者がいなくなったときは、業務所の開設者は15日以内に残余麻薬届を提出しなければなりません。

この残余麻薬は、特例として業務廃止の日から50日以内に限り所有できますが、その間に麻薬を他の業務所の開設者に譲り渡す(残余麻薬譲渡届)か、廃棄処理(麻薬廃棄届)かのいずれかを行わなければなりません。



添付文書 現有の麻薬免許証

(記載例) 施用者の場合

麻薬施用者業務廃止届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇医院	
氏名	山田 茂		
業務(研究)廃止の事由及びその年月日	退職のため 〇〇年〇〇月〇〇日		
上記のとおり、業務(研究)を廃止したので免許証を添えて届け出ます。			
〇〇年〇〇月〇〇日 〒890-0000 住所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号 届出義務者続柄 氏名 山田 茂			
鹿児島県知事			殿

本人死亡の場合はその相続人

麻 薬 者 業 務 （ 研 究 ） 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年	月	日
麻 薬 業 務 所	所在地					
	名 称					
氏 名						
業 務 （ 研 究 ） 廃 止 の 事 由 及 び そ の 年 月 日						

上記のとおり、業務（研究）を廃止したので免許証を添えて届け出ます。

年 月 日

〒
住 所

届出義務者続柄

氏 名

鹿児島県知事 殿

5 麻薬免許証返納届（業務廃止届とは異なる）	
有効期間が満了した場合、翌年の1月15日までに提出しなければなりません。	
添付文書	旧麻薬免許証（有効期間が満了し、失効したもの）
その他の注意事項	施用者が1人しかいない業務所で、その施用者が期間満了後、麻薬の取扱いを行わない場合は、施用する者がいなくなるため、業務廃止届の場合と同様に残余麻薬届等の手続きを行ってください。

（記載例）施用者の場合

麻薬施用者免許証返納届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇医院	
氏名	山田 竜太郎		
免許証返納の事由及びその年月日	有効期間満了 〇〇年12月31日		
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
〇〇年〇〇月〇〇日			
〒890-0000			
住所 鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号			
氏名 山田 竜太郎			
鹿児島県知事	殿		

麻 薬 者 免 許 証 返 納 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免 許 証 返 納 の 事 由 及 び そ の 年 月 日		有効期間満了 年12月31日	
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">鹿 児 島 県 知 事 殿</p>			

6. 残余麻薬届	
業務廃止届または返納届に伴い必要な場合があります。	
その他の注意事項	次の場合もこの手続が必要となります。 1. 麻薬診療施設の開設者が変更になる（法人化含む）場合 2. 施設移転の場合（施設が廃業新規となるため）

（記載例）開設者を個人から法人にする場合

残余麻薬届

〇〇年〇〇月〇〇日

鹿児島県知事 様

住所 } } 旧麻薬業務所の開設者の住所・氏名

住所 } 鹿児島市〇二丁目〇番〇号

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）山田 義郎

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻薬取扱者	免許の種類	麻薬施用者	
	免許番号	第〇〇〇〇〇〇号	
	氏名 (法人にあつては、名称)	山田 義郎	
	麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇二丁目〇番〇号
名称		〇〇医院	
業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input checked="" type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ()	
残余麻薬の品名及び数量	品名	数量	備考
	MS コンチン錠30m g	121錠	
	オキファスト注10m g	15A	
	アンペック坐剤10m g	6個	
残余麻薬の処置		① 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他（具体的に記入すること。）	

残 余 麻 薬 届

年 月 日

鹿児島県知事 様

住所 } (法人にあっては、主たる
事務所の所在地

届出義務者続柄

氏名（法人にあっては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

麻 薬 取 扱 者	免許の種類		
	免許番号		
	氏 名 (法人にあっては、名称)		
	麻薬業務所	所在地	
名 称			
業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日	
届出の理由		<input type="checkbox"/> 業務廃止 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 法人化 <input type="checkbox"/> その他 ()	
残 余 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名	数 量	備 考
残余麻薬の処置		1 麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の開設者に譲渡し、残余麻薬譲渡届を提出する予定 2 麻薬廃棄届を提出し、廃棄する予定 3 その他（具体的に記入すること。）	

7. 残余麻薬譲渡届

業務廃止届または返納届に伴い必要な場合があります。
詳細は各項を参照してください。

そ の 他 の 注 意 事 項	次の場合もこの手続が必要となります。 1 麻薬診療施設の開設者が変更になる（法人化含む）場合 2 施設移転の場合（施設が廃業新規となるため）
--------------------	--

（記載例） 54ページの残余麻薬届を受けて

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

鹿児島県知事 様

住所〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 〕 鹿児島市〇二丁目〇番〇号 } 旧麻薬業
届出義務者続柄 } 務所の開
氏名（法人にあつては、名称）山田 義郎 } 設者の住
所・氏名

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻 薬 取 扱 者	免許の種類		麻薬施用者	旧麻薬業務所について記入
		免許番号		第〇〇〇〇〇号	
		氏 名（法人にあつては、名称）		山田 義郎	
		麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇二丁目〇番〇号	
			名 称	〇 〇 医 院	
		業務（研究）の廃止または免許の失効年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	
残余麻薬届出年月日		〇〇年〇〇月〇〇日			
譲 受 者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者	住 所 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕		鹿児島市〇二丁目〇番地	新麻薬業務所について記入
		氏 名 （法人にあつては、名称）		医療法人山田会 理事長 山田 義郎	
	麻薬取扱者	免許の種類		麻薬施用者	
		免許番号		第〇〇〇〇〇号	
		氏 名（法人にあつては、名称）		山田 義郎	
		麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇二丁目〇番〇号	
名 称	山田 医院				
譲 渡 年 月 日			〇〇年〇〇月〇〇日		
譲渡した麻薬の品名及び数量	品 名		数 量	備 考	
	MS コンチン錠30m g		121錠		
	オキファスト注10m g		15A		
	アンペック坐剤10m g		6 個		

残 余 麻 薬 譲 渡 届

年 月 日

鹿児島県知事

様

住所 { 法人にあつては、主たる
事務所所在地 }

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲 渡 者	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
			名 称	
		業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日		
譲 受 者	麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者		住 所 { 法人にあつては、主たる 事務所所在地 }	
			氏 名 (法人にあつては、名称)	
	麻薬取扱者	免許の種類		
		免許番号		
		氏 名 (法人にあつては、名称)		
		麻薬業務所	所在地	
名 称				
譲 渡 年 月 日			年 月 日	
譲 渡 し た 麻 薬 の 品 名 及 び 数 量	品 名		数 量	備 考

8 麻薬廃棄届

陳旧化した麻薬または調剤が完了していない麻薬（調剤中の汚染等により使用不能な場合）の廃棄は、麻薬廃棄届を提出し、保健所（鹿児島市内は薬務課）の職員の立会いのもとで廃棄することになるので、電話及びFAX等によりあらかじめ連絡してください。

予製剤については調剤の準備行為であり、調剤が完了していない麻薬とみなされるので、汚染等により使用不能となり廃棄する場合は、同じ取扱いとなります。

なお、調剤ミスにより調剤された麻薬が投与できなくなった場合もこれと同様です。

業務の流れ	県薬務課又は管轄する県の保健所へ電話等で連絡 →県担当者の立会いのもと廃棄→麻薬廃棄届の提出
-------	---

(記載例)

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
免許の種類	麻薬管理者	氏名	山田 〇雄
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号	
	名称	山田医院	
廃棄しようとする麻薬	品名	MSコンチン錠10mg	
	数量	10錠	
廃棄の年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	薬務課・保健所と協議の上決定	
廃棄の場所	山田医院		
廃棄の方法	粉碎後、放流		
廃棄の理由	陳旧化のため		
上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。 〇〇年〇〇月〇〇日			
〒890-0000			
住所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small> 鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号			
届出義務者続柄			
氏名 <small>(法人にあっては、名称)</small> 山田 〇雄			
開設者の住所・氏名			
鹿児島県知事	殿		

麻 薬 廃 棄 届

免 許 証 の 番 号	第	号	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			氏 名	
麻 薬 業 務 所	所 在 地			
	名 称			
廃 棄 し よ う と す る 麻 薬	品 名			数 量
廃 棄 の 年 月 日				
廃 棄 の 場 所				
廃 棄 の 方 法				
廃 棄 の 理 由				
<p>上記のとおり，麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所 <small>（法人にあっては、主たる事務所の所在地）</small></p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名 <small>（法人にあっては、名称）</small></p> <p>鹿児島県知事 殿</p>				

9. 調剤済麻薬廃棄届

「調剤された麻薬」と解釈される麻薬を廃棄した場合の届出です。

この場合、麻薬管理者（麻薬管理者がいない施設は、麻薬施用者）が施設内の他の職員立会いのもとで回収困難な方法で廃棄し、開設者は廃棄届を30日以内に提出してください。

なお、30日以内であれば、その間の複数の廃棄をまとめて1つの届出書で提出しても差し支えありません。

（記載例）

調剤済麻薬廃棄届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日	
免許の種類	麻薬管理者	氏名	山田 〇雄	
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号		
	名称	山田医院		
廃棄した麻薬	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
	MSコンチン錠10mg	20錠	〇年 △月×日	△川□男
廃棄の方法	粉碎後、放流			
廃棄の理由	MSコンチン錠10mgは入院患者（患者家族）から返納されたものである。			
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: center;">〒890-0000</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 鹿児島市〇〇二丁目〇番〇号</p> <p>届出義務者続柄</p> <p>氏名（法人にあつては、名称） 山 田 〇 雄</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 開設者の 住所・氏名 </div>				
鹿児島県知事	殿			

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類			氏 名	
麻薬業務所	所在地			
	名 称			
廃棄した麻薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: center;">住 所<small>(法人にあつては、主たる事務所の所在地)</small></p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名<small>(法人にあつては、名称)</small></p> <p style="text-align: center;">鹿児島県知事 殿</p>				

10. 麻薬事故届

落下、破損、飛散、紛失等の事故が生じたとき、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設は麻薬施用者）が、速やかに届け出てください。

- ・事故の内容によっては、麻薬廃棄届を伴う場合があります。
（落とした麻薬のうち一部を回収したが、汚染されたため廃棄を行う場合等）
- ・事故が発生したら、まず保健所（鹿児島市内は薬務課）へ連絡してください。

（記載例）オピスタン注1Aを落下破損した場合

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第〇〇〇〇〇〇号	免許年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
免許の種類	麻薬管理者		
麻薬業務所	所在地	鹿児島市〇〇五丁目〇〇番〇〇号	
	名称	〇〇病院	
事故が生じた麻薬	品名	数	量
	オピスタン注射液35m g		1 A
事故発生の状況 〔事故発生日月日〕 〔場所、事故の種類〕	（※事故の経過等を詳細に記載する）		
<p>上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p>〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">〒890-0000</p> <p style="text-align: right;">住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 鹿児島市〇〇町〇〇番〇号</p> <p style="text-align: right;">氏名（法人にあっては、名称） 山田 〇 吉</p> <p>鹿児島県知事 殿</p>			

麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設は麻薬施用者）の住所・氏名

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年 月 日
免許の種類				
麻薬業務所	所在地			
	名称			
事故が生じた麻薬		品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日) (場所、事故の種類)				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 <div style="text-align: center;"> 年 月 日 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、名称) </div> 鹿児島県知事 殿				

11. 麻薬年間届

麻薬の1年間(前年10月1日から本年9月30日まで)の受入れ, 払出しの数量を報告するものです。また, 麻薬業務所は1年間, 麻薬の施用, 購入, 所有等取扱いがない場合も, その旨の届出をしなければなりません。

よって, この届は, 毎年必ず提出しなければなりません。

麻薬年間届の記載上の注意事項

免許の種類 免許証の番号 氏名	(病院, 診療所)麻薬管理者のいる施設… 麻薬管理者(個人名) (病院, 診療所)麻薬施用者のみの施設… 麻薬施用者(個人名) (麻薬研究施設)麻薬研究者)…………… 麻薬研究者(個人名) (薬局)麻薬小売業者…………… 開設者(個人, 法人名)
品名	品名は, 商品名で正確に記載してください。 同じ品名で含有量の異なる場合(例, アンペック坐剤には10mg, 20mg, 30mgの3種類)は, 必ず含有量を記載してください。 患者から返品された数量は(返却分)とし, 別枠で記載してください。
単位	次の略号を記載してください。 注射液: A 末, 散薬: g 錠剤: T カプセル: P 液剤: mL (ワッソ内服液: 包) スティック: 包 パッチ: 枚 坐剤: 個 バイアル: V (1 Vを複数回に分けて使用する場合はmL)
前年10月1日 在庫数量	麻薬帳簿や昨年提出した麻薬年間届を参考にして記入してください。 必ず9月30日現在の数量確認を行ってください。 ※以前提出した麻薬年間届に訂正がある場合は「麻薬年間届訂正願」を提出してください。
前年10月1日から 本年9月30日までの受入数量, 払出 数量	
本年9月30日 在庫数量	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・麻薬廃棄届により廃棄した年月日と数量 ・事故届により破損した数量 ・原末から調製し, または調製された場合はその旨 ・散薬や液剤の秤量誤差は, その旨 ・患者等から返品された麻薬を再利用した数量 ・麻薬小売業者間譲渡許可に基づいて譲受・譲渡した数量 ・自主回収等により譲渡した数量と製造番号 ※調剤済麻薬廃棄届により廃棄した数量は記載しない。
倍散, 倍液について コデインリン酸塩, モルヒネ塩酸塩等の原末, 原液を購入し, 倍散, 倍液を自家調製している場合は, 原末, 原液, 倍散, 倍液それぞれの品名に分け, 記載してください。ただし, コデインリン酸塩散1%は, 商品, 自家製剤を問わず非麻薬として取扱いますので記載の必要はありません。	
個人開設から医療法人開設にした場合 前年10月1日在庫数量はゼロとなります。法人にした時点での数量を受入数量の欄に記入してください。	

第4号様式(第2条関係)

鹿児島県知事 殿

麻薬年間届

麻薬業務所所在地
鹿児島市○○町○○番○○号
麻薬業務所名称
○○○医院
免許の種類
麻薬管理者
免許番号
第○○○○○○○○号
氏名(法人にあつては、名称)
山田 ○○男

○○年○○月○○日

麻薬及び向精神薬取締法第47条、第48条又は第49条の規定により、次のとおり届け出ます。

品名	単位	前10月1日現在		前年10月1日から本年9月30日までの		本年9月30日現在		備考
		在庫数	日量	受入数量	払出数量	在庫数	日量	
フェンタニル注射液 0.1mg	A		25	50	45	30	30	払出中5Aは、R5.6.10麻薬廃棄届により廃棄
フェンタニル注射液0.5mg	A		18	0	1	17	17	払出中1Aは破損(R5.6.10事故届)
リン酸コデイン末 (原末)	g		15	100	105	10	10	払出は10%散及び1%散 調製
リン酸コデイン (10%散)	g		0	550	500	50	50	受入れは、原末から調製
塩酸モルヒネ末 (原末)	g		5.8	0	5.8	0	0	R5.9.20麻薬廃棄届により廃棄
アヘンチンキ	mL		10.2	0	5.0	4.0	4.0	秤量誤差1.2mL訂正
MSコンチン錠10mg (返却分)	T		0	30	30	0	0	再利用20
MSコンチン錠60mg (返却分)	T		3	5	0	8	8	(注1)
アンペック坐剤10mg (返却分)	個		0	10	10	0	0	再利用10
ケタラール静注用200mg	mL		60	20	65	15	15	再利用20

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式です。宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

注1:30錠返却を受け、20錠は再利用、10錠は廃棄(調剤済麻薬廃棄届)した場合。 ※返却・再利用分と、購入分とは別枠で記載してください。

※備考欄には、返却された麻薬で、再利用した数量を記入してください。調剤済麻薬廃棄届で廃棄した分は備考欄に記入する必要はありません。

注2:前年10月1日現在に3錠の返却を受け、5錠の返却を受け、9月30日現在も保管している場合。

注3:10個の返却を受け、10個再利用した場合(再利用は麻薬業務所で保管管理されていたものに限る)、患者が自己管理していたものは再利用できません。

注4:バイアル製剤は、1Vを複数回に分けて使用した場合、mLで報告する。

第4号様式(第2条関係)

麻薬年間届

鹿児島県知事 殿

年 月 日

麻薬業務所在地
麻薬業務所名称
免許の種類
免許番号
氏名(法人にあつては, 名称)

麻薬及び向精神薬取締法第47条, 第48条又は第49条の規定により, 次のとおり届け出ます。

品名	単位	前10月1日在庫数		前年10月1日から本年9月30日までの 受入数量	払出数量	本年9月30日在庫数		備考
		年 10月 1日 在 庫 数	日 量			年 9月 30 日 在 庫 数	日 量	

備考 この様式は, 九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので, 宛先を書き換えていただければ, 九州各県で使用できます。

麻 薬 年 間 届 訂 正 願

年 月 日

鹿児島県知事 殿

免 許 の 種 類
 免 許 番 号 第 号 (届出当時の番号)
 麻薬業務所所在地
 麻薬業務所名称
 氏 名

麻薬及び向精神薬取締法（第47条，第48条，第49条）の規定に基づく，届出済みの
 _____年分の麻薬年間届について，下記のとおり誤りがあったので，訂正をお願いします。

記

	品 名	単 位	前 年 10月1日 在庫数量	前年10月1日から 本年9月30日までの		本 年 9月30日 在庫数量	備 考
				受入数量	払出数量		
届 け 出 た 数 量							
正 し い 数 量							

訂正理由

- 1 帳簿の見誤り，見落とし
- 2 計算違い
- 3 勘違い
- 4 その他 ()

12. 麻薬中毒者診断届及び麻薬中毒者転帰届

医師は、診察の結果その患者が麻薬中毒者であると診断したときは、すみやかに「麻薬中毒者診断届」を提出してください。

また、麻薬中毒診断届に係る患者が死亡、転院等したときは、すみやかに「麻薬中毒者転帰届」を提出してください。

注
意
事
項

1. 麻薬施用者であるか否かにかかわらず医師が診断の結果、麻薬中毒と診断したときは、入院、外来を問わず届け出てください。
2. 麻薬中毒者と診断されたものが死亡又は転院した場合とは、麻薬中毒と診断した者、又は当院で診療を受けている患者で、麻薬中毒者と他の病院等で診断された者が、死亡又は転院したときのことをいいます。

麻 薬 中 毒 者 診 断 届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

病院又は診療所の
所在地及び名称

電話 ()

住 所

氏 名

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届け出をします。

《 》

(ふりがな)		男・女	生 年 月 日	年 月 日 (歳)		
氏 名						
住 所 (又は居住地)						
診 断 年 月 日	年 月 日					
麻薬中毒症状の 概 要						
備	病 名					
	症 状					
考	使用麻薬名				1日の使 用量	
	中毒に至る までの使用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	職 業		国 籍	

(注) 1 がん、結核等の末期的症状の患者に麻薬を連用し、麻薬中毒と診断時には、《 》内に「医療用」と記入した上で届け出ること。

2 診断年月日は麻薬中毒と診断した年月日を記入すること。

麻 薬 中 毒 者 転 帰 届

年 月 日

鹿児島県知事 殿

病院又は診療所の
所在地及び名称

電話 ()

住 所

氏 名

年 月 日付で届け出た下記の者は 年 月 日 死
亡、治癒、転医したので届け出をします。

記

住 所

氏 名

(備考)

- (注) 1 転帰の該当事項を○で囲むこと。
2 転医の場合は転医先を備考欄に記載すること。